

昭和二十四年三月十九日 第三種郵便物認可
昭和二十六年十一月二十五日印刷 (毎月一日発行)
昭和二十六年十二月一日発行

建築（社會）

日本建築協會

建築經濟特集

VOL-32

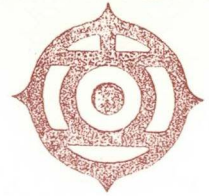
1951

12

*The Architectural
Association of Japan*

HITACHI

近代ビルに好評の



日立エレベータ

各種 エレベータ
電動階段
ダムウエータ



日立製エレベータは勿論舊日本エレベータ製造株式会社製のもの 舊 A. B. See 会社製のものの保守や修理も御引受け致します。

設計資料其他御入用の節は最寄の営業所へ御照会下さい。

東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 札幌

日立製作所

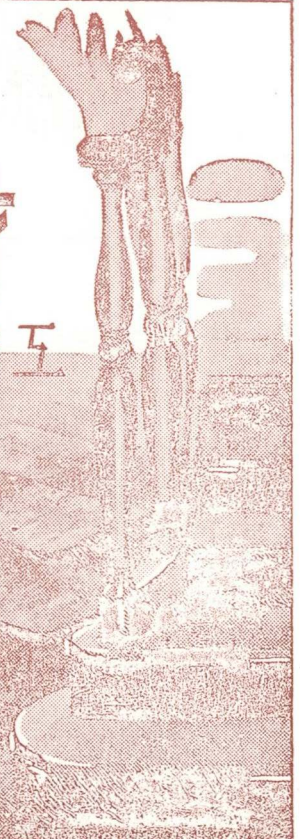


事実が示す期界の名声赫々たる
ゴム質優秀、光沢美麗、色彩多量
耐久力絶大、足触快適、施工誠実

桜ゴム床材

責任施工

ゴムマット 1M×12尺
ゴムタイル 1尺角・5寸角
階段マット 135CM×28CM
ゴム製ハンズラップ



大阪市東区備後町三ノ四

櫻物産株式会社大阪支店

電話 北浜 ☎ 代表 6945
6946~6949

本社 東京・営業所 福岡・札幌

會 告

第一生命ビル建築潜函工事現場見学会開催

大阪の表玄関たる大阪駅前に於て誰れしも注目しつつ、暫し歩を止めさすのわ、あの第一生命ビルの建設現場であらう。そしてそれは既に東京の日比谷の一角に於て日活国際会館の潜函工事が広く海外迄紹介された工事と同一の工法が、私等の目のあたりに着々と進行しつつある。来春1月20日迄には完全に潜函完了される工程中を、特に竹中工務店の御厚意に依て下記の通り見学出来る運びとなつた事は会員各位と共に悦びにたえない次第である、本年悼尾の催しであり又得難い好機を逸せず多数参加を御進めする次第である。

1. 日 時 12月18日(火) 午後2時半晴雨不論

2. 集会所 第一生命ビル建築現場前
当日会旗を目標に集合されし

3. 申込締切 12月15日迄に会費30.00 添へ申込の事

○本見学参加は絶対会員に限る

○会員章はお忘れなく ○集合時間は励行の事

潜函工法について

1. 現在日本でできるシートパイルの長さにはある限度があり、かつ山留工法に対する危険や費用の膨脹を考えると普通の階高で地下3階以上は無理であらう。従つて本工事の如き場合は必然的に潜函工法を採用せざるを得ない訳である。

2. 都会の如く、土地利用の上から敷地一ぱいに建築せねばならない場合は他の工法に比較して最も効果的である。

依てしかも敷地の周囲は悉く道路で交通が頻繁なため必然的に潜函工法が採用され日々の交通量を阻害することなく、順調に作業が進められているものである。

潜函工法にはいろいろあるが、ここに採用しているのは「特許竹中式地下構築法」と称するもので、従来の地下工法である「山留式工法」の欠点を補う目的を以て考案され

た潜函工法である。即ち、基礎床盤のない地下室を地上に構築して、内部基礎梁下の土を中央より順次掘り進め、潜函体の自重が土の抵抗(支持力及摩擦力)より常に勝つ様に内部の土を根伐搬出して徐々に潜函体を沈下せしめ、所定の深さまで沈下安定せしむる工法である。

昭和9年初工事以来、昭和13年までに18の工事の経験を得、その間12年には日本の、16年には米国の特許権を獲得して今日に至つたものである。尚ほ潜函工法の特徴としては

1. 工事施工に安全性があること
 2. 騒音防止ができること
 3. 土地利用率の増大
 4. 工費の節約と工期の短縮
- 等が記せられている。

日 本 建 築 協 会 会 勢 委 員 会

パンフレット「特種建築物関係法規索引」完成頒布

「基準法が制定されてから種々の規則が適用され関係法規を調べるのに大変煩しいものがあるので今般特種建物の内学校、ホテル、旅館、下宿、百貨店、劇場、病院診療所、映画館、演芸場、観覧場、共同住宅、寄宿舎、公会堂、集会場、自動車庫、公衆浴場等につき関係の基準法、同施行令、規則並京都、兵庫、大阪三府県の条例、細則に消防法工業条令、旅館業法、公衆浴場法、風俗営業取締法、食品衛生法等必要関係規則を一覧表とし参考図面も添付大変便利と好評を博している、初版は部数が極めて少数ですから希望の方は至急申込みをお願いします。

内 容 菊版 60 頁上質紙

申込先 朝日ビル事務所又は天神橋分室宛の事

会 員 ￥120.00 会員外 ￥150.00 送料実費を以てお預ちします。

日 本 建 築 協 会

會 告

建 材 審 査 の 件

予而申出のあつた防水剤ウォータイト審査の件は鋭意調査研究中の処本年 10月 5 日審査会の結果本委員会の規程に従い、下の通り証明書を発行した。

品 等 証 明 書

1. 品 名 セメント防水剤ウォータイト B 号

1. 製造社名 株式会社日本セメント防水剤製造所 (兵庫県宝塚高合土ノ池北)

昭和24年11月21日提出された資料につき本会建材審査委員会に於て審査の結果下記に依り 吸水度並に耐圧強度良好にして浸透遮断率高度なるものと認める。

(本証明は向う 1 ヶ年有効とする)

昭和24年10月 5 日

社団法人 日 本 建 築 協 会 会 長 竹 腰 健 造 ㊤

日本建築協会建材審査委員会委員長 置 塩 章 ㊤

ウォータイト B 号 (15倍液入モルタル) 試験の結果

1. 吸水度は大凡混入せざるものの三分の一程度。
2. 耐圧強度への影響は殆ど認めぬ。
3. 浸透水を遮断する率は相当高いものと認める。 以上

目下審査中のもの、やよい防火板、平安瓦、ナニワ瓦新型、ウカ液防水剤、田島石綿ルーフィング、アスタイル等、尙ほ新旧資材につき向上発展のための多数申込を希望する。当建設資材の審査に於ての査規程は本誌27頁にあります。

日 本 建 築 協 會

綴 の 「 川 島 」 が 誇 る

高級織物と室内装飾

カーテン

椅子張

敷物

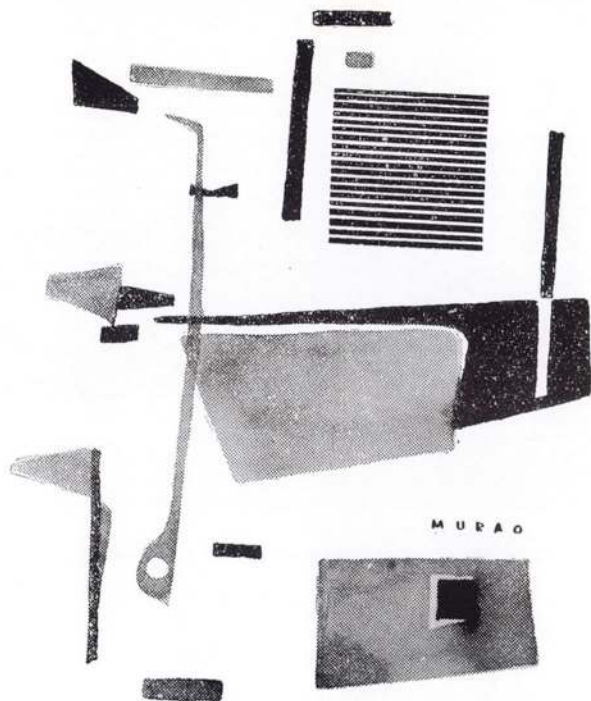
工事施行一式

大阪市東区道修町一丁目二十一番地

電話 北 浜 ㊤ 1 3 5 0

川島織物工業株式会社・株式会社川島織物直賣装飾部

東 京 ・ 京 都 ・ 大 阪



建 築 と 社 会

1 2

1 9 5 1

新 建 築 紹 介

WAYFARER'S CHAPEL	2
自転車会館	4
三泰貿易株式会社	6

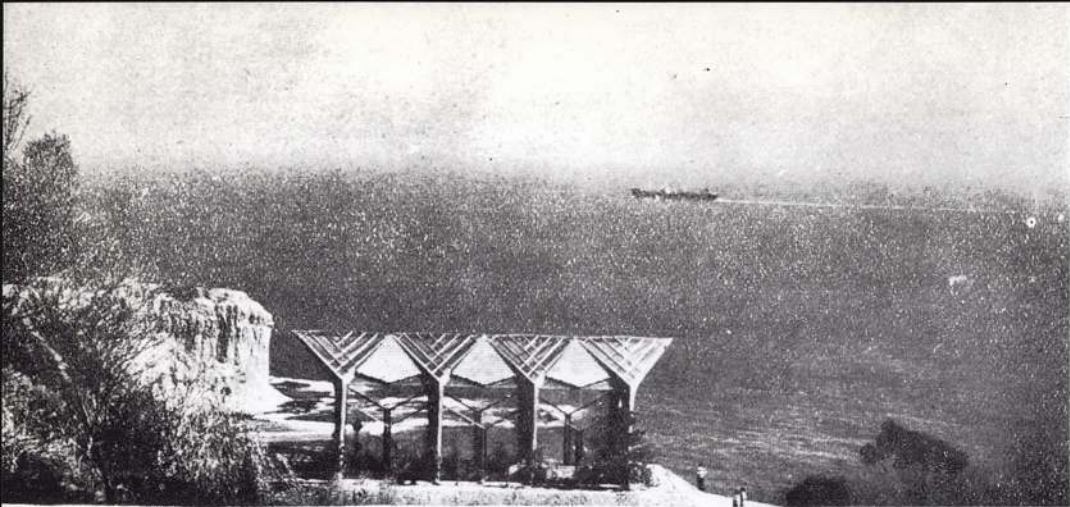
記 事 欄

建物の防災補修と老朽補修事業の 経済的効果の推算	藤田金一郎... 7
建築労務の問題について	桜井良雄...12
金融界から見た建設業について	田辺信...15
建築経済	都藤希八郎...17
建築費はなぜ変動するか	相沢喜久太郎...18
大阪市における土地家屋の評価	片岡一雄...21

第4回建築代理業者資格試験問題集

.....大阪府建築部指導課...23

会 務 会 告

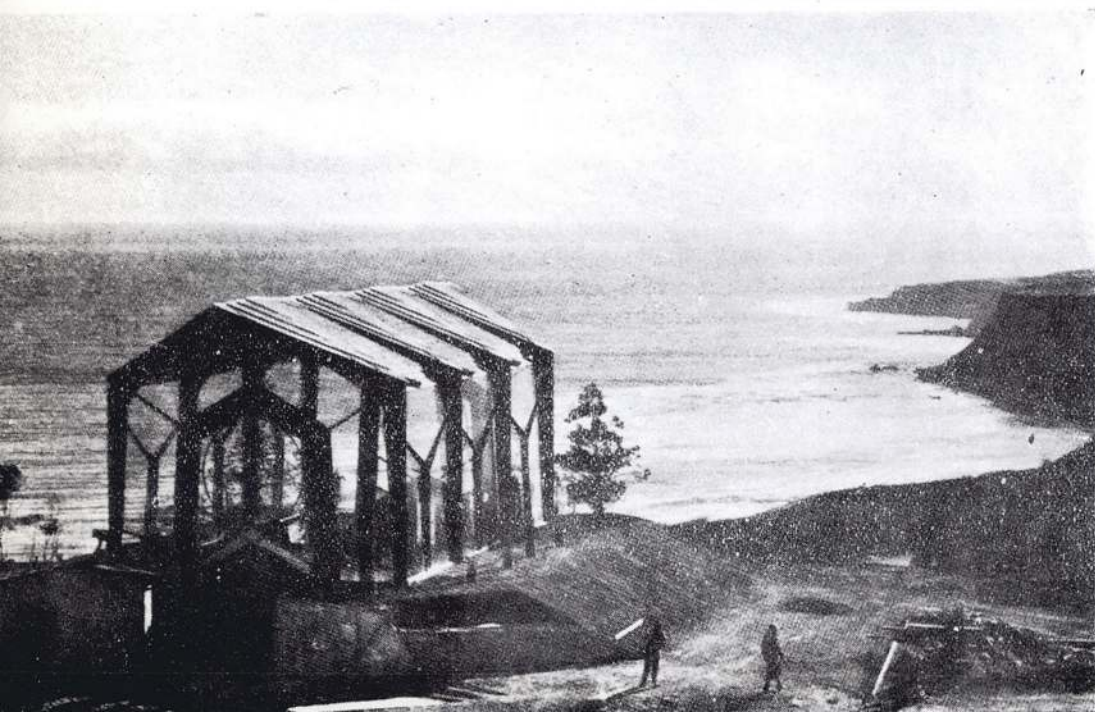
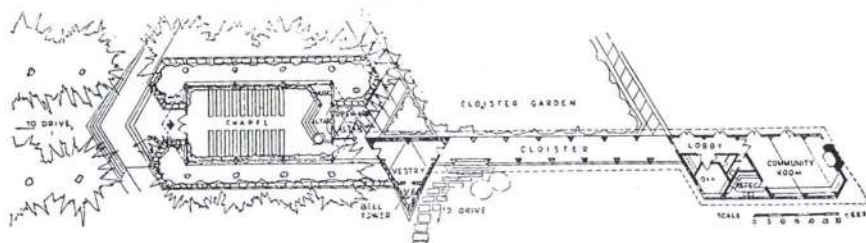
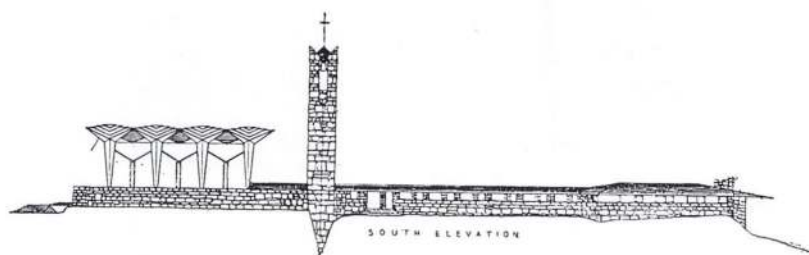


WAYFARER'S CHAPEL

(*Magazine of Building*, Aug. 1951)

所在 カリフォルニア州
パロスヴェルデス

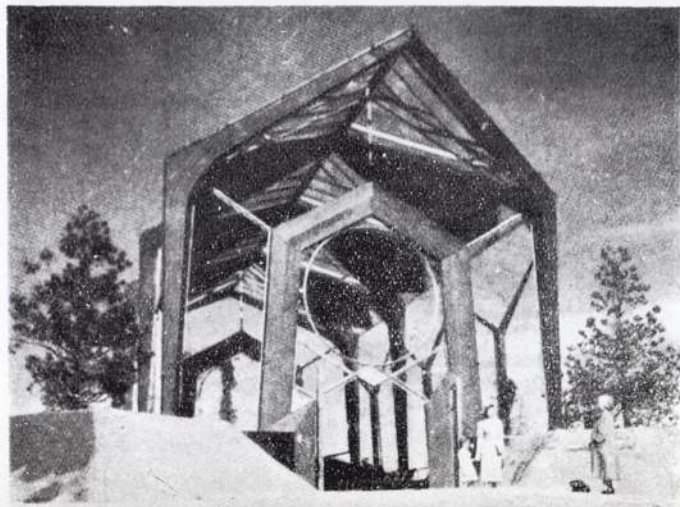
設計 フランク・ロイド・ライト

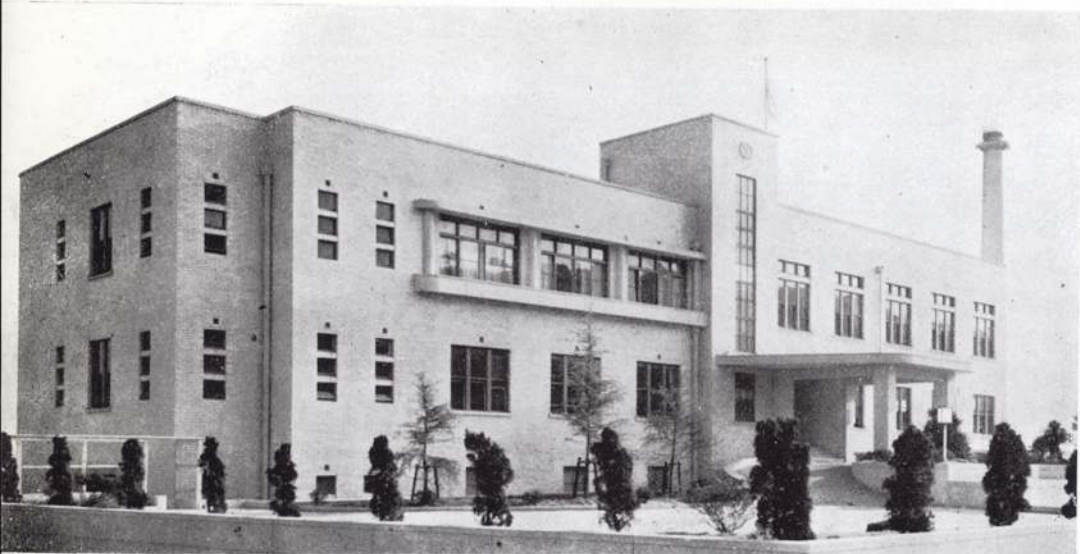


老いて益々偉才を発揮しつつある、ライトのこれは新作になる教会である。場所はサボテンの野生する、南国カリフォルニア、遙かに太平洋を見はるかす丘の上、さんさんと日は輝くところである。

彼が近年得意とする、 30° と 60° の交錯するプランの手法は、この場合三位一体の教義にまさしく適合している。しかも彼はこの教会の架構に於ては、Y形をなすレッドウツドの合成梁を用い、屋根面も青い瓦とガラスで葺かれたいくつかの三角形に分割する大胆な手段に訴えた。Y形の構成はガラスの壁面でも細いトレイセリとして繰返されている。壁の腰は土地に産する石積で、その上に植物を植え、その中には天井を照す照明器具が隠されている。瓦葺の部の天井は青色の吸音ブラスター塗。

建物も庭園計画も未完成で、立面図と平面図に明かな通り60呎の高塔、柱廊、コミュニティハウスがこれから建てられ、会堂の両側に今はまだ小さいレッドウツドの植樹はやがて大木となつて、その上を覆いガラス屋根を通してその梢を眺められる様になると共に、熱い日射しを防いでくれる筈である。





自転車会館

正面

位 置 神戸市葺合区坂口通二丁目
設 計 置 塩 建 築 事 務 所
建築主体工事 竹中工務店神戸営業所
暖房給水工事 須賀工業株式会社神戸支店
電気工事 浅海電気産業株式会社
家具工事 合資会社松谷製作所
装飾工事 大丸神戸店
工 期

昭和25年9月11日～昭和26年7月18日

建築面積 延 1559.77平方米 (471.82坪)
1 階 576.24平方米 (174.31坪)
2 階 490.39 // (148.34坪)
3 階 471.39 // (142.59坪)
屋上 21.75 // (6.58坪)

構 造 鉄筋コンクリート造 3階建
外装 白色タイル貼、玄関廻文化石及トラバーチン貼
内装 玄関床大理石貼、主要室リノタイ
ル及リノリウム敷、其他煉革床
壁腰テラゾー、タイル貼、主要室
は檜ベニヤ腰羽目貼及
壁紙貼、上部クラフテ
ックス塗其他プラスター
並ベニキ仕上、天井
主要室テックス水性ベ
ニキ塗其他水性タンボ
叩仕上

設備 暖房、給湯、給排水、
消火栓、衛生、瓦斯
電燈、動力、電動リフト
選手宿泊室

108ベット



背面



正面玄関



3階談話室

平面図説明

第1階

1. 宿舎受付
2. 選手宿舎
3. 電気室
4. 娯楽室
5. 洗面所
6. 脱衣室
7. 浴室
8. 選手食堂
9. 厨房

10. 炊火夫室
11. 小使室
12. ボイラー室
13. 石炭庫

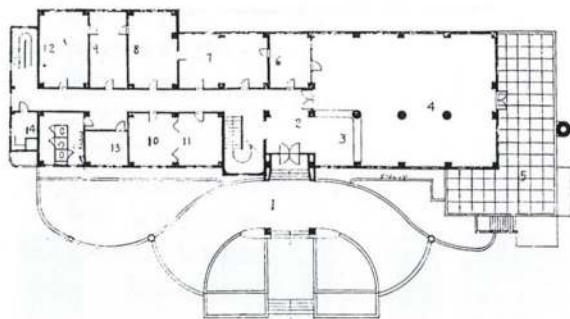
第2階

1. 車庫
2. 広間
3. 客溜
4. 事務室
5. ヴェランダ

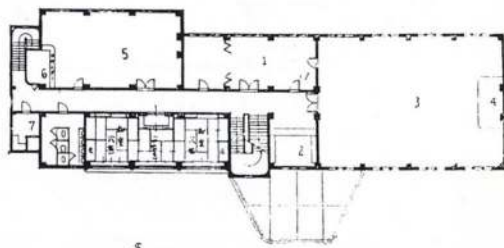
6. 専務理事室
7. 役員室
8. 副理事長及理事長室
9. 第一応接室
10. 第二応接室
11. 第三応接室
12. 貴賓室
13. 宿直室
14. 湯沸室

第3階

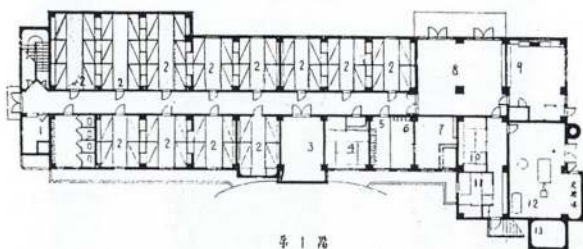
1. 会議室
2. 預室
3. 集会場
4. ステージ
5. 談話室
6. バ一
7. 湯沸場
8. 和室



第2階



第3階



第1階



第4階



三泰貿易株式会社

位 置 大阪市東区南本町三丁目三三

設 計 清水建設株式会社大阪支店設計部

設計 木 村 精 一

構造 陶 浪 貞 彦

施 工 主体工事 清水建設株式会社

電気工事 近畿電気工事株式会社

衛生工事 須賀工業株式会社

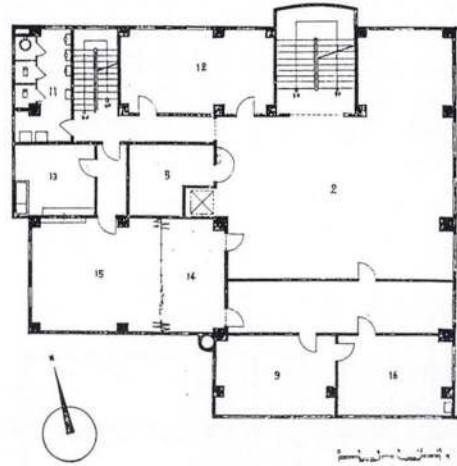
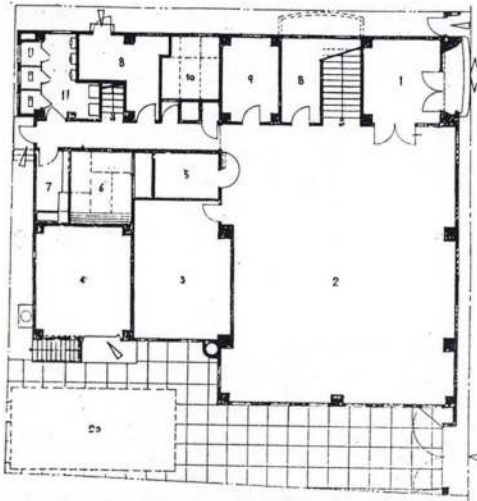
炭房 製 鋼 製 鋼材株式会社

建具工事 開成鋼材株式会社

建築面積 1階 87,250坪 延 289,660坪

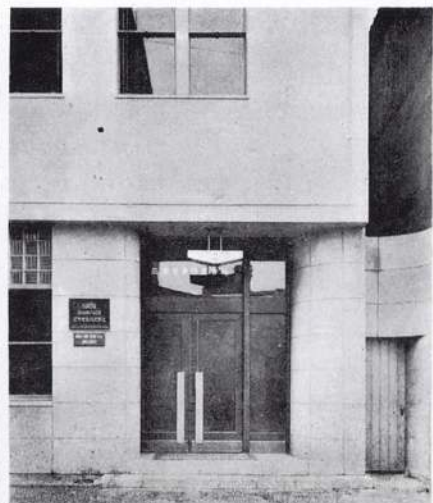
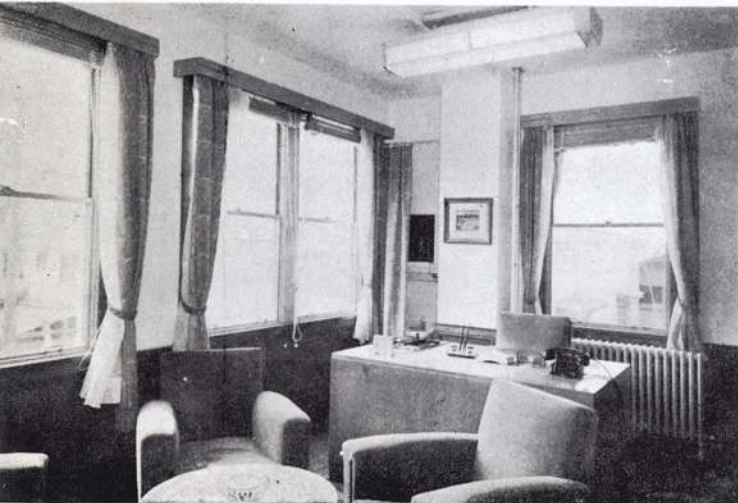
平面図説明

- | | |
|---------|----------|
| 1 玄関ホール | 9 応 接 室 |
| 2 営 業 室 | 10 宿 直 室 |
| 3 重 役 室 | 12 見 本 室 |
| 4 倉 庫 | 13 厨 房 |
| 5 書 庫 | 14 会 議 室 |
| 6 小 使 室 | 15 食 堂 |
| 7 湯 沸 室 | 16 社 長 室 |
| 8 更 衣 室 | 20 既設車庫 |



社 長 室

正 面



建物の防災補修と老朽補修事業の経済的効果の推算

(併せて、最近に於ける建築経済研究の概観)

藤 田 金 一 郎

1 建築経済の諸問題

従来建築界では建築の純工学的問題、例えば建築の材料、構造、設計、防火等に関する技術的問題の研究や文献は極めて多いにも拘らず、建築の経済面の考察に関する文献は極めて少いことは日本だけのことではない様である。私の知る限りでは、我国で建築の経済面の組織的な調査の必要が痛感されたのは昭和初年の失業救済事業の効果測定に際し建築工事の雇傭量の推定が必要であつた場合、戦時中の軍及び軍需工場、労務者住宅の急速建設や防空工事の計画のあつた時及び戦後の住宅需要量や建設計画が幾度も作成された時、又、戦災都市不燃化が唱えられ乍ら、我国の建設能力(資材及労務供給力)の上から如何なる計画が可能であるかを考える必要があつた場合等である。近年、公共事業としての住宅建設、都市計画、河川及び道路等の事業の経済効果を明らかにすることの必要や都市計画事業に於ける受益者負担額決定の合理化の上から、道路拡幅や各種都市公共施設による経済的利益等、都市計画事業が市民に与える経済的效果の解明が民主的政治の運用上の必要から唱えられる様になつて来た。尚、又、昭和初年の頃であるが、高橋是清が商工大臣の頃、建築統計が景気変動のバロメーターたることを強調して、爾来、建築の新築統計が始められたが、日支事変以後、終戦の年迄は中絶した。

上記の色々の建築経済に関する命題は多く要望されているにも拘らず、これに答えるべき調査で科学的根拠あるものは極めて少い。

元来、建築政策、住宅建設計画、都市計画はこれら建築工業関係の資材の生産力や国内供給力、労務源、失業救済効果、住宅整備による労働力の再生産的效果、都市計画によつて生ずる市民の経済的利益等を綜合勘案しその上に立つて、計画を決定し、又関係工業育成計画も指導し奨励せねばならぬのであるが、今日我国にはこれらに関する科学的基礎は極めて少く、立案、指導の科学的基盤がない。

最近、公共事業の経済効果について英国のケインズ派の新しい経済学の研究が伝えられ、数理統計の進歩と相俟つて、建築経済方面へもこれらによる寄与が期待せられてはいるが、我国では未だ具体的な研究や成果が出ていない。

数理統計学者の夢想によれば、住宅、建築の凡ゆる統計が精密に整備することが出来たならば、住宅問題の最も効果的対策は統計学者の手によつて指摘出来ると云う

程であつて、住宅対策がかかる科学的な基盤を持ち得る様完全、精密な住宅、建築統計が得られる様になることは誠に望ましいことである。

2 建築統計

我国近年に於いての建築の統計、調査や最近に於ての建築経済に関する研究成果について若干の考察を試みたい。

(A) 建築統計。建築学会等四会連合建築統計聯合委員会は昭和7年~15年の間の主要都市の竣功面積統計、工事費、建築物価指数、建物種目別単価指数を作成し刊行した。其後、建築統計は昭和20年(終戦)迄中絶し、昭和21年より戦災復興院(後に建設院、建設省)により調査され、又、建設省住宅局建築統計年報及び建築動態月報、及び建設省建設統計年報として出版されている。

(B) 住宅調査。我国最初の大規模な住宅調査は昭和16年1月現在調、厚生省生活局「大都市住宅調査」であつて、6大都市を始め、人口20万以上の都市、其他数都市の住宅の(専用住宅及各種併用住宅)の戸数、所有別(持家及貸家等)、居住人員別、居室別戸数、居住人員別畳数別戸数、畳数別居住人員等が報告された。

昭和16年1月現在調厚生省生活局「工業都市住宅調査」も同時に行われ人口略々10万以下の中小都市(14市町)に互に行われ、所有別、職業別、用途別、居住人員別、室数別、構造別、階数別、敷地面積別、延坪別、畳数別に戸数が各都市毎に報告せられた。

これによつて当時の住宅状況が把握出来ると共に其後の住宅対策研究上の重要基本資料となつた。

(C) 昭和23年8月1日現在、建設省住宅局の住宅調査は全国的悉皆調査であつて、住宅数、居住人員、畳数1人当畳数、1戸当畳数、用途別及建設期別住宅数が報告せられた。

(D) 昭和24年9月1日建設省住宅局「国庫補助賃貸住宅実態調査、昭和21~23年度建設のものの中より1243戸の抽出調査で、世帯員、生計費、入居前通勤時間、居住密度、住宅難の理由、現住居に対する意見等を報告した。

(E) 東北地方農山漁村住宅改善調査報告書(日本学術振興会第20小委員会一委員長小泉親彦氏が同潤会及び東北振興会の協力を得て調査し、昭和16年刊行)住宅の現況調査、住宅の改善、集落計画、気象、防災、標準住宅設計図等を含む。

(F) 其他、日本学術振興会第27(衣住問題)小委員

会報告「住居家屋の調査成績」(伊東恒治)の全国的サンプル調査があり、災害統計については明治以来、帝国統計年鑑に災害種類別戸数、坪数の内務省統計があり、戦後、国家消防庁及各都市で行った火災統計がある。又東京都統計年報には地区別、建物構造別、用途別等による建築現況統計がある。

3 住宅建設とその経済効果

公共事業の経済的効果の一環として、住宅建設及び戦災都市計画事業の経済的効果が研究事項として問題となつて来たのは昭和23年頃からであつたが、建築経済委員会が日本建築学会内に設けられ、新海悟郎(建設省、建築研究所)等の協力によつて公営住宅建設事業の経済的効果が取扱われたのは昭和24年及25年度であり、その報告が建築経済委員会「国庫補助賃貸住宅建設の経済効果に関する研究報告」にまとめられている。(研究細目は文末文献(12)~(15)参照)、同報告は東京都営について主として昭和25年秋に於ける調査によるものが多い。其報告の要点中、注目すべき事項は次の通りである。

(イ) 生活水準の低い程、住宅困窮度は増すが高水準階層にも相当ある。

(ロ) 職業別に見ると、経営者層(1人当り生活費4180円)34.7%(最低)、自由業、民間職員、官公職員、商人、労働者(74.4%)(最高)の各層は此順に生活費漸減し、住宅困窮度は漸増する。

(ハ) 学歴の高い層程、困窮度は低い。

(ニ) 戦災者か、引揚者かの相異によつて困窮度は幾らも異ならない。5年間に経済力等による住宅再配分が行われていることを示めす。

(ホ) 1人当り生活費2,500円以下の層には過密に悩むもの多く、6,000円以上の層は別居、通勤、家賃等に悩んでいる。

(ヘ) 家賃1,000円に対する有効需要は世帯生活費6,000円以下では17%、1,400円以上では51%。

(ト) 東京都営住宅入居者では、世帯当り収入8,000~10,000円層最も多く、6,000円以下の層より10,000円以上の層の方が多く入居している。又、2.5帖1人以下の世帯が入居前80%もあつたのに対し、都営住宅に入居後は39%に減少し、過密住は顕著に改善されている。但し都営の場合、通勤時間は殆ど短縮されていないのは都営住宅の敷地難を物語るものである。

(チ) 都営住宅入居者の家計分析によると、東京都C、P、Sに比し、住居費率の過大と食食物費の過少が目立つ。一定収入世帯が入居其他によつて住居費の増大がおこると、主として食料費特に副食物費を圧迫することが目立ち、被服費、文化費には大した影響を与えない。今、生理的に是認出来る食料費(昭和25年10月~11月)を前提とし、上記調査と参照して4人家族で750円の家賃に入り得るのは実収入11,000円以上である。

4 目下の住宅老朽と其の補修

建物は戦時中(昭和13年頃より今日迄約13年度)物資労務統制と物価変動のために其の条理が殆ど怠られて居り、其の結果、経済的見地からは当然行われて居るべき修理が怠られ、老朽は極めて著るしく、住宅問題の上に大きい問題を投げかけている。新海悟郎(建築研究所第一研究部)の研究は次の様な主要な示唆を与えている。(但し、対策については著者の私見を加えた。)

戦前の一般経済水準では主家の土台、柱下部等が著るしく腐朽し同時に野地板が著るしく腐朽して屋根の葺替えが必要となる頃、概ね建て替えられていた。此時期に達したのを今、老朽家屋と呼び、かかる建物は外柱の1/3が荷重に耐え得ぬ程に腐朽したものであることから、かかる状況になつているものを老朽建物として調査された。

(イ) 京都、金沢の様な古く且つ非戦災都市では9~10%、明治末期から発達した多雪地の札幌では36%、戦災市仙台では16%であつて、各都市の建物年齢構成と構造法及環境条件で著るしく異なる。然し、全般的に見て15~34年前(20年度)に建設されたものが4都市共約半数を占めている。

(ロ) 年齢と共に老朽率は上昇して行く傾向は当然であるが、上昇率は都市により著るしく異なる。金沢は最も緩慢、札幌は最も急で極めて、粗雑な表現としては(老朽率%)=A×(経過年数)と置いて、A=0.2(金沢)0.3(仙台)1.4(札幌)である。札幌は特例を考えられる。

全国的推定は正確には困難であるが、老朽率は10~15%と考えられる。

(ハ) かかる老朽の著るしい顕在化は、戦前ならば当然、修理又は建替えられるべきものがそのまま放置されているからである。

今、京都市都心部の如く、既に古くより建物の飽和した地区についての見本調査によると、日露戦争より昭和10年迄の30年間の平常期に於て、毎年建物の平均2%宛が建て替えられたことが明らかにされたと同時に、昭和10年以降の住宅建設量が著るしく低下した(上記平常期の約1/5)ことが明らかにされた。これは上述の戦時中の建替え不足の結果として、老朽による建替えが一時に殺到する時期を予見せしむるものであり、或意味の第2の住宅難時代を予想させるものである。そしてかかる現象は勿論京都だけでなく皆であることも明らかである。

(ニ) 戦災都市の現在の年齢構成は若いのが、それが概ねバラック復興であるだけに今後数年にして、其命数に達するものとすれば、京都に近い将来おけると同じ事が全国戦災都市にも近い将来に来るべき筈であるから、上記の第2住宅難時代は全国的のものと予想すべきであり、パニック切抜けを容易にするにはこれに対策は一刻も速かに着手すべきである。

(ホ) 又、修理として第1に行われるのは京都では柱

の根柢であるが、この点の調査によると、根柢は平常期には毎年建物の平均4%宛行われたのに対し、昭和16年～20年間はそれが半減して、修理が近年著しく怠られていることを物語っている。

これらの対策として、家主に対し、低利資金の融資等が必要であると考えられる。

京都市の住宅についての調査によると、所要修理費が再建建築費に比し10～30%を要するものは腐朽が可成り進んだものであるが、これが京都では全住宅の43.9%を占めている。30%以上を要するものは戦前では通常建替えられていた所の老朽家屋であつて、戦前ならば借手も余りない程度のものである。即ち、現在修理をすることが経済上必要と考えられるものが全住宅の半数弱に及んでいることは重要問題であり、融資の量と重要性を示すものである。

5 防災補修と其の効果

上述した建築経済に関する諸問題の他に建築の災害予防事業の経済効果の計算は今日一つの最も重要な課題であろうと考える。

我国の建築に災害が多く、其国民負担が大きいことを明らかにすると同時に建物の防災改善に要する負担が有利な投資であることの経済的計算が明らかにされる必要がある。

(イ) 夥しい火災

戦前の我国建物の総計5億2300万坪（内、住家2億3200万坪）の内、戦火によつて失われたもの7600万坪（14.4%）（住家209万戸）であり、終戦後約2ケ年間で270万坪が火災と風水害とで消耗しており同期間の建設量の半分に相当している。明治17年以来の建設災害統計を整理分析の結果、長期平均で（関東震災火災を含み戦火火災は除く）200万坪乃至250万坪程度の建設が年々災害で消耗し、約半分が火災によるものである。昭和年間に入つて以来消防の発達と共に、火災消耗は一時漸減し、戦時中家庭防火郡の普及と共に一時火災は減少したが終戦後は著増し、飯田、那力湊、幾春別、青森、下関等大火頻発し、各地の官公庁舎、学校火災と各地のマーケット火災が増し、姫路、広島、沼津最近又熱海、上松等大火が頻発している他法隆寺、金閣寺等重要な文化財の焼失がある。又、一方、農山村に於ける夥しい件数の小火災は新聞には報道されず世人からは注意されていないが消耗量は全火災消耗の半ばを占め、寒心にたえない状況下にある。前記、長期統計による建物災害消耗（火災、風水、震災）による国民の負担は年々少くとも時価1000億円（建物及動産の復旧費と業務停止其他に因る二次的損失を含めて）即国民一人当の負担は年額1,200円を超えるものと推察せられ、其約半分が火災によるものである。

(ロ) わが国火災の特性

由来、我国では人口一人当りの出火度数は欧米に比し

極めて低率であつて、年2万件程度であり、米国は年59万件（1945 N. F. P. A報告）で、人口一人当り、我国の15倍に相当するが一人当りの損害額は民度（所得額、住生活の程度を1対10として）考慮して計算すると我国のそれに較べて3分の1となる。此事實は次の事を意味する。即火の用心は日本では極めて訓練されているけれども一度誤つて火事になると其損害は極めて大きくなると云うことである。米国でも郊外や農村では木造建物が多いが、都心密集地では可成り以前より木造が禁止されて、都市に大火災が少いことと、消防特に火災通報と市民の協力、火災教育が行届いていることの故であり此点では明らかに我国のそれと格段の相異がある。

我国でも、建物其の他の改善によつて、火災損害を1/2乃至1/3となし得たならば、国民経済の改善に資する所は極めて甚大であることは明らかである。

関東大火は世界最高記録であり、焼夷火災は敗戦を決定的にした。従来、都心密集部に木造を禁止することが出来なかつたのは唯単に民度が低いからだけではなく、戦前は耐火造が木造に比し著しく高価（木造の2倍半）であつたことと、市民の防火上の責任観念や科学的知識がおくれているためであつた。我国の様な大都市及超大都市（六大都市等）が殆ど危険極まる木造で埋められているのは他の文明諸国には見出し得ない様である。

(ハ) 建物の弱点

今や、木材は周知の通り、多年乱伐の結果、山林荒廃し、治山、治水の上からも、此上の乱伐は継続すべきではないことと、今後の木材資源の開発のためには興地への林道開発に少からぬ資金と運搬費の増大を余儀なくされる現状とに鑑み、木材の消費節約は極めて重要であり木材は木材でなくてはならぬ方面へ高度に活用する必要が強調されねばならぬ現状にある。庶民用住宅等について、コンクリート造対木造の単価比は2.5から1.5に低下し、両者の差異は少なくなつたため、コンクリート造は火災保険料率が低額であることと耐久年数が長いことのために、長期経済計算ではコンクリート造の方が有利となるに到つている。但しこれは、コンクリート造建物に於ける資材の節約、殊に仮枠用木材と鋼材との節約に充分合理的な研究と注意を払つた設計であることを前提としている。尙此廉価耐火構造は小規模建物については各種の案が研究せられ一部実施されつつあるが、多層建物については今後の研究を要する問題が残つている。

(ニ) 不燃化の要

以上により、国土資源の保存と高度の活用の上からも又、国民個々の経済の上からも木造建物はコンクリート造に比し不利、不経済であることが明らかにされたのであるが、茲に問題となるのはその建築資金がたとえ数割にしても木造よりも高価であるため、今日疲弊している国民個々の経済では負担し切れないため、唯単に奨励又

は法的強制のみを以てしては特別資力あるものの他は自力だけでは、コンクリート化は困難である。今日、敗戦後の住宅の応急建設期も終り、これら急造バラックは数年以後次第に其命数と達し、改築を余儀なくされ、次第に本復興の段階に入らんとする際にはあり、又コンクリート造の有利性が特に顕著になつて此際、比較的経済力のある商業地を先ず不燃化する好機である。万一、此儘推移し、再びコンクリート造による本復興を見送る様な結果となるならば、国民の災害負担を軽減する好機を逸し、憾みを長く残すこととなるであろう。放置すれば、国民は差当りの資金が少いために、木造建築をする結果又災害を繰り返し、不経済を重ね、益々貧困に陥ると云う、所謂、貧乏人のジリ貧経済の悪循環をたち切るために国家、公共の資金による建築主への援助が要請されることとなる。

(ホ) 防火改造の要点

以上は今後新築する建物についてであるが、現存する密集木造市街地は其儘に放置することは公安上危険であり、個々の所有者にも甚だ不安であるので、特に、火災危険の多い地区に早急に既存家屋の防火的改善を施す必要がある。板張り木造家屋で密度が高く、且つ、各建物の平均床面積が大きい(長屋の様に)程、又軒並に隣家と密接している(商店街の様に)処は家屋密度が高い程火災の統計、分析の結果は、火災が大規模に拡大する確率が高い。この対策として最も経済的に防火改造を施

すには事情の許す限り細かに木造建物群を防火区劃して出火があつても各小区劃内で火災が止まる様にすることである。その具体的細部は茲には省略するが、軒並市街地では延焼阻止壁を場所により10乃至20米位毎に構成し又狭い道路の両側外壁を防火処理して道路を超えて延焼するのを防ぐことは簡易且つ有効な方法である。尚、消防通路の開設、水利の確保をも併行すべきである。上記の様な街区防火区劃工事及び外壁防火処理工事の実施は其街区の建築所有者の相互共同の責任であるが、一方、市民相互の重大な利益にも関することであり、各自に任せておいては集团的改修は出来ず、集団改修をせねば効果も少くなるので一方強制すると同時に他方、国家公共の資金で此事業の実施を援助することが要請されるわけである。この様な密集地区の防火区劃を施した街区では4~5戸以上の火災は大部分防止し得るであろうから、火災規模別分布統計(35)を参照して概算すると、かかる街区の火災消耗は半減するであろうと推算される。

そしてこれら防火改善に要する工費全国計1,243億円(毎年124億円)(参考表2)は20年間に予防し得られる損害額計9,692億円(参考表1)より算出)の15%を程度を出さないものと概算される。即ち15の投資により100の損害を防止し得る計画であつて個人にとつても有利な投資であり、公安の見地からも重要である。

(筆者 建設省建築研究所長)

参考表 1

年代別建築量及び消耗予想量(推算藤田、詳細文献35)

年代区分	新 築 量 (万坪)	終 戦 時 存 在 量 (万坪)	昭22-9 存 在 量 (万坪)	昭22-9 昭42-9 間(万坪) 災 害 (f)	消 耗 量 (万坪) 腐 朽 除 却 (g)	昭 42-9 存 在 量 (万坪)
昭22-9~42-9	12,200(木) 4,400(コ)	—	—	262	16.1	4,400(コンクリート) 12,800(木造)
終戦~22-9	1,120	(%) —	1,120	157	450	513
19~1 終戦	900	(19.7) 900	889.2	124.5	367	397.7
13-1~19-1	4,750	(9.28) 4,230	4,177	417.7	62.5	3,696.8
昭3~13	10,300	(17.55) 8,010	7,908	790.3	120	6,997.2
大7~昭3	9,250	(13.00) 5,940	5,864	586.4	102	5,176
明41~大7	8,050	(11.55) 5,260	5,197	519.7	187	4,490.3
“31~“41	7,050	(9.40) 4,280	4,228	422.8	277	3,528.2
“21~“31	6,300	(8.41) 3,840	3,794	379.4	297	3,117.4
“11~“21	5,600	(6.93) 3,150	3,112	311.2	172	2,628.8
“1~“11	5,080	(4.51) 2,060	2,029	262.9	153	2,212.1
明 治 以 前	—	17.4 7,930	7,837.8	783.8	792	6,262
計		(100) 46,200	46,756	5,018.2	2,995.6	51,541.9(木造) 4,400(コンクリート)

参考表 2

防災補修事業計画試案の概要（詳細文献35）

番号	目 的	内 容	適用割合	適用床面積(万坪)	工事数量	単 価	工事費百万円
1	火災拡大防止	防火界壁（大型建物及軒越市街）	0.15	7,000	70万ヶ	11,250円坪	7,675
2	延焼防止	壁モルタル塗 屋根不燃葺	0.25 —	11,700 2,000	5,850万坪 2,500	130円坪 1,000円坪	36,900 25,000
3	出火防止	火気取扱場所防火被覆	0.05	2,350	470,000ヶ	1万円ヶ	4,675
4	消防水利及通路	貯水槽及自然水利の取水設備 並消防通路の造成	0.25	11,700	19,500ヶ	15万円ヶ	2,930
5	耐風水震処理	筋違相柱及緊結金物	0.30	14,000	700万戸	3,000円ヶ	21,000
6	腐朽補修	土台、柱、屋根補修	$\frac{21}{9}$	10,400	520万戸	5,000円ヶ	26,000

（物価、昭和24年）

参考文献

1	関 野 克	家屋年令に於ける民家群の考察	報3
2	" (外3名)	奈良市民家抽出調査方法の実際	報6
3	" (外1名)	奈良民家の構造の耐用年限について	報7
4	"	奈良民家抽出調査概要報告	報8
5	新宮 海 悟 郎 夫	京都市に於ける木造住宅の老朽現況調査	報2
6	"	金沢市に於ける木造住宅の老朽現況について	報4
7	新 海 悟 郎	札幌市に於ける木造住宅の老朽現況について	報7
8	"	木造アパートの老朽状況について	報9
9	"	木造アパートの老朽と維持について	報11
10	新松 海 悟 春 郎 樹 恆 信 郎 樹	不良住宅地区の判定要因の研究	報13
11	三 輪 田 悟 春	住宅不良化の一例（家屋の荒廃）	報12
12	新 海 悟 春	戸山アパート西大久保及び豊洲都営住宅居住世帯の概況 （公営住宅居住者の家計支出の分析）	*
13	"	住宅難の社会階層別分布並に住宅に対する有効需要の調査	*
14	新 海 悟 郎 彦 京 美 郎 恆 郎 樹	公営住宅の住宅困窮者に与えた効果（都営住宅の場合） （公営住宅居住者の家計支出の分析）	*
15	佐 龍 中 鉢 正 悟 郎 樹	家計支出の分析	*
16	新 三 新 海 悟 春 樹	都市俸給生活者の住宅難に就いて	報3
17	"	公営住宅の住宅難緩和の実情	報13
18	松 岡 春 樹	社会階級別に見た住宅難の所在	報7
19	"	住宅に対する有効需要	報12
20	扇 田 信 京 雄 榮 雄	住宅困窮者の住居観	報6
21	龍 山 重 雄	家賃の家計に及ぼした影響	報13
22	谷 志 賀 重 雄	住居費と家計について	報13
23	谷 重 雄	建物の減価函数について	報4
24	"	建物の価格と耐用年限について	報12
25	徳 永 勇 雄 諫	建物の経済的耐久性と使用価値算定に関する報告	報5
26	内 山 諫 郎 夫	建築事業に於ける国の役割	報13
27	新 海 悟 郎 夫	京都市に於ける木造住宅の年齢構成について	建要 35号—昭24 //
28	"	京都市に於ける木造住宅の老朽現況について	86号—昭24 //
29	"	金沢市に於ける木造住宅の老朽現況について	89号—昭25 //
30	"	札幌市に於ける木造住宅の老朽現況について	109号—昭25
31	"	仙台市、塩釜市、下巻市木造住宅老朽現況調査報告	宮城県土木部資料昭25
32	第 一 研 究 部	72都市木造住宅年齢構成調査報告	建研資料昭25
33	新 海 悟 郎	深刻化した都市木造住宅の老朽現状	建築雑誌昭25—7
34	日 本 建 築 学 会	建築経済統計資料	1951
35	建 築 技 術 研 究 会	建築の防災（昭24年6月建築研究所技術講習会）	昭26年6月、丸善刊行

報は日本建築学会研究報告集。建要は建設省建築研究所要報。*は国家補助賃貸住宅建設の経済効果に関する研究報告昭和26年3月号。）

建築労務の問題について

櫻井良雄

(1) 前 言

建築材料と共に建築工事を組成する二大要素の一つである建築労務は、常に建築工業において経済上また社会上大きな問題を提供して来たが、その問題の様相は常にその時代の世界状況や国内事情を反映して刻々と変遷して来たのである。即ち戦前においては封建的下請制度の蔭に極言すれば中間搾取階級の対象として広汎な低賃金階層を形成し、特異な労務者としてあるがままに問題視され研究されていたが、戦時中には労務動員体制の一環としての建設戦闘隊員として、主に労務者の量の問題が大きくとり上げられたのである。これに反し、戦後においては、澎湃として起る民主主義的風潮の下に、新方制度の急激な没落崩壊、個人としての建築労務者の自覚、労働運動の勃興、更に高級建築の復興等に伴い、今や建築労務の問題はその質とそして更にその組織とに重点がおかれる様になり、技能格付・養成・賃金・厚生福利・雇傭形態・歩掛り・能率等々の面において、下請制度に歪められることなく、労働者直接の問題として第一義的な重要性を帯びるに到つたのである。

蓋しこの様な傾向をはつきり認識し、之に基いて建築労務の質と組織とを向上し近代化するのでなければ、建築工業は如何に構造理論が発達し素晴らしい建築材料が発明されても、それに比例した発達展開を遂げることは不可能であり、依然として資本主義時代の奴隷労働の集積または封建的手工業とのそしりを免れ得ないであろう。

(2) 建築労務の質について

即ち先ず第一に建築労務の客観的な質を近代化することが必要である。之は材料の生産を可及的工場生産に移し、現場作業をなるべく工場作業に委ねることによつて現場における建築労務から製造的な(例えばコンクリートの調合混練)労務及び加工的な(例えば木材の加工)労務を可及的に量的に減らすと共に、施工機械をなるべく

多く導入駆使することによつて、苦汗的肉体的重労働を機械を使用する知的軽労働へと質的に近代化することによつて達成される。即ち精緻巧妙な建築材料は之をすべて工場生産品とすると共に現場における材料の調合混練を機械的に行うことにより、現場労働はその多くの部分が完成された材料の組立を主とする不熟練労働となり、かくしていわゆる封建的名人的技能を機械的普遍的技能によつて代替し、また、作業を機械化することによつて経験的多能的技能を理論的単能的技能と化することができるものであり、ここに建築労務技能はまずその対象を客観的に近代化されることとなるのである。

かかる過程を経て現場に残された建築労務は次に内面的に近代化されなければならない。即ちここに労働科学を建築労務の面にとり入れ、いわゆる「作業研究」(motion Study)と「時間研究」(time Study)とによつて各作業を要素的に時間的に分析し更に綜合して標準作業法を確立し、之に基いて標準作業量を決定するのである。

そもそも敗戦国日本の労働基準法が労働時間にも制限を置いてあるのは片手落ちと云うべきであり、一定時間の労働量を定め且つ単位時間の仕事量に対する最少限度の賃金を労働の種類に応じて規定し、その上で単位時間の仕事量が基準労働量に達する場合の労働時間を基準法の中に定めるべきである。ここに時間研究と作業研究とに基いた建築の標準作業法及び作業量制定の根本的な意義があるのであつて、これによつて徒らに量に重きを置いて質の低下を招来する弊害の多い出来高賃金制を、質に重点を置いた定額賃金制に移行することが始めて経済的にも可能となるのである。

建築工業が近代的工業としての高能率を発揮するには個々労働者の特殊な熟練度即ち技能の特別な個別的発揮よりも、寧ろ均斉のとれた技能の集団としての量こそ最も必要とされる所であり、而も多数の未経験労働者をし

理想的床材料

リノリウム



リノタイル

特製リノリウム糊

リノリウム・ワックス

東洋リノリウム株式会社

本社・工場 兵庫県伊丹市伊丹五五八 電話 伊丹 1・51・69

大阪事務所

大阪市東区瓦町二丁目 三和ビル
電話 北浜 375・376

東京支店

東京都中央区銀座四丁目 三和ビル
電話 京橋 1701・2564

て迅速にその水準の技能を発揮させることが緊急の要務となるのであり、ここに建築技能の標準化と従つて建築標準作業法の確立が要請されるわけである。

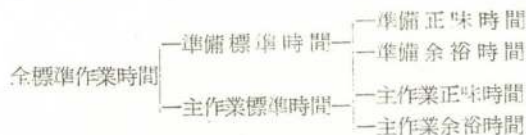
然るにこの方面の研究は従来我国においては甚だ乏しく、建築の歩掛りと云えば各人の秘藏的統計資料や虚偽に満ちた各種の報告等を基として作成された資料が、何の連絡もなく各所に散見されるばかりで、賃金の決定にも請負業者の見積書の照合査定にも、之等の雑多な資料を各個に適用する所から、徒らに混乱と水掛論と従つて不明朗とを招来するのみであつたが、今後建築工業を他の近代工業の水準に引上げるためには、賃金の決定・請負価格の見積り等建築工業経済活動の重要な分野に著しい影響を持ついわゆる歩掛りとしての標準作業量を、労働科学的方法を以て客観的合理的に決定することは絶対に必要である。

而して之等標準作業量とその前提となる標準作業法を確立する為には、各作業の「動作研究」と「時間研究」とを行う必要がある。即ち動作研究に關しては先ず各種の作業を例えば次の様に分解して之を事務的に記録し、その中から無駄を省くと同時に必要な動作を動作経済の原則に基いて最も労少くして効果の多い様に改良した後組合せることによつて標準作業法を設定するのである。

(単位作業) (要素動作) (動素) (サブブリック)



次に時間研究に關しては單に現在行われている作業をそのまま時間的に観測分析して浪費時間の探求に努めると同時に、標準作業法に基く標準時間を次の如き時間の構成によつて設定することが大切であり、又その目標でなければならない。



そして研究努力の対象は準備時間即ちいわゆる段取りに要せられる時間と、不規律に流れ易い間接的な時間と

しての余裕時間を如何に切りつめるかに向けられる訳である。

(3) 建築労務者について

以上の如く質的に近代化された建築労務は次に建築労務者個々の身心と結びつきそれと一体となつて考えられなければならない。ここに建築労務者の個人として又職業者としての立場が問題となつて来るのである。建築労務者は由来その特殊な性格として、いわゆる親分子分の封建的身分關係により小乗的な義理人情に厚い一面、教養の不備と相俟つて權利義務の觀念に乏しく、無規律放埒な性質を有していると称せられているが、建築工業の近代化のためには先ず建築労務者たる前に人間としての近代的素養を身につけ、社会的公正の立場における協調精神を昂揚し、前述の如き近代化された標準作業法を習得して規則正しい作業に従事しなければならない。それに対応する報酬としての賃金も、技能格付された職階にふさわしい職階給と、家族数等により定められた生活給との総合としての基本給をもとし、それに作業能率及び作業成績に基いた能率給又は奨励給を加給することによつて、一面において能率増進に対する直接的報奨と、他面において職階昇進に対する希望向上と、常に両々相俟つて建築労務の質的向上を促進する如き近代的方策をたてなければならない。

ここに建築労務者の技能格付の問題がクローズアップされて来るのである。官庁直轄の労務者については、いわゆる職階級の設定に伴つて一定基準による格付が行われている様であるが、一般の建築労務者については、これに關する研究が戦争中に殆ど完成されたまま普遍的実施をみることなく中絶されて今日に到つてゐる。併し乍ら技能の格付を合理的科学的な基準によつて全建築労務者に対して実施することは、今日建築労務の近代化に關する最も重要な課題の一つであると云うべきである。即ち年齢・体力・學歷・経験年数・性行・技術程度等に合理的基準を制定し、之に基いて各労務者を点数制等により採点評価し総合的な職階を決定し、之を毎年更新する等の方法によつて適当に運営してゆくならば、労務者の移動や臨時雇傭に際しても常に合理的な賃金を支給することができ、労務者自らも亦絶えず向上心をそそられ

ペデスタル杭

太洋組株式會社

直通堀川 3701
電話 堂ビル堀川 951・1820

強く優雅な

リグノイド床

テックス
フローリング
調式通風器



責任施工

田辺工業有限會社

大阪市西区江戸堀下通二ノ一七 電土佐堀 2377・4471

将来への途が開かれて建築労務全体としての技能水準が高まることとなり、更に自然に能率の増進を競う結果、建築工業の生産力が飛躍的に増大することが期待されるのである。

(4) 建築労務者の組織について

次に建築労務の問題を建築工業全体の上から眺めるときは、建築労務者個々の問題は多数労務者全体としての問題に発展して考えられなければならないのであつて、ここに建築労務者の組織としての問題が展開して来るのである。

かかる建築労務者の組織は決して従来あつた様な親分子分の身分的な縦のつながりではなく、職別の横の組織であり、建築工業の主体たる請負業者又は職別工業者と対立した組織でなければならない。と同時に現在見られる様な、形は如何に近代적であつても単に賃上げ競争を事とする様な組合であつてはならず、近代的な建築労務者の組合としての特殊な機能を営むものでなければならない。即ち賃金問題・厚生問題その他建築労務者の社会的経済的地位の確立向上を目的とする他、目下枯渇を叫ばれている技能工の養成と、量的質的に迅速過激な労務供給をその大きな事業とし、更に前述の技能格付の問題をも担当すべきである。これによつて始めて建築労務者の組合も全建築労務者を登録把握し、請負業者と併立して建築工業界の一大原動力としてその重要な使命を果たす様になるものと信ぜられるのである。之をアメリカに徴して見ても、アメリカでは雇主協会と労働組合との間に基準契約が定められて居り、その中に「労働組合はこの契約の存する限り現に適当に行われている通り、常にこの職種の実行能力ある十分な技能労働者を供給すると共に、絶えずその労働者の能力の向上に努力し、その上に見習生の養生を行つて過当に仕事の見込ある職種に入ろうとする義務をもつことを承認する」との条項が見られることによつて、アメリカの労働組合が如何に建築工業において建設的な役割を果たしているかがよく判るのである。この様な積極的な役目を持ち、またそれを行い得る様な実力を労働組合が持つまでは、我国ではあらゆる職種の下請制度を復活させるのも止むを得ないのではないかと思われる。現在の様な建築工業の実情にマッチしない職業安定法や、建築工業の実態を知らない職業安定所による労働者供給では、昔の様な融通自在な労務供給と労働能率の発揮は望むべくもないし、さりとて何階層にも亘るいわゆる親分制度による中間搾取の下請作業制度では建築工業の近代化は到底達せられないとすれば中間搾取のない折衷案として近代的な下請制度を考案採用する他はないであらうと思われる。

(5) 建築労務者の福利厚生について

最後に今日建築労務の重要問題として考えられることは福利厚生である。建築労務はその作業の特殊性からその福利厚生にも特殊の研究を要求するものであるが、現場における安全衛生施設の整備や飯場における厚生施設等に留まることなく、作業環境や日常生活の面に迄一貫した厚生の措置を施すことによつて、心の底から勤労を楽しむ健全な労務協会の運動を自ら起す如き態勢を整えることが理想である。

更に労務者の賃金請求権の如きも之を単に請負業者に一任して置くことが既に困難となりつつある事態に注目しなければならない。建築資材については戦時中また戦争直後、非常に資材の打底した当時では、請負業者に一任しただけでは建築資材の調達をなし得なかつたことはまだ記憶に新たな所で、建築主が之を無償又は有償で支給し、或は購入を斡旋する等、建築主と請負業者とが一体となつて資材の獲得に当つたのであるが、今日では建築労務者についてその量が獲得と云う面ではなく、その社会上の厚生福祉と云うよりはその生活権の擁護の為に、建築主もまた間接的にはあるが重大な関係を持つものとして請負業者に対する賃金請求の権利を保護すべき立場にあるのではないかと称せられている。等しく請負業者の傘下にあるものとしてのいわゆる下請業者や材料供給業者の請負業者に対する債権は、建築主と請負業者との間の契約中の条項によつて之を保護する様な措置が講ぜられた例はあるが、請負業者によつて完成された工事の上に労務者がその使用主たる請負業者又は下請業者に対して有する賃金に対応する先取特権を有することを認める様な法的措置はまだ我国ではとられていないが、米国等では、労務者への支払完了が建築主より請負業者への請負金支払の必要条件になつて居り、このことが建築主と請負業者との間の契約書に織込んであるのが通常である。

以上の様な問題が、近代化の建築工業確立のために、今日最も解決必要を認められるものであると考えられるがその何れもが非常に困難な問題であり、またそれだけに我々建築工業に関与するものの努力しなければならない問題である。

(筆者 特調契約部工事入札課長)

仕様書に「**承**」をお忘れなく
ケンブリックを!

大阪 東區 ガスビル裏 K.K.セントク 電 北 廣(23)4905
東京 日本橋 蛸薬師2の3 光 生産業 K.K. 電 日本橋(24)2539
名古屋 豊前 泥江町2の1 K.K.セントク 電 本 局(23)4578

金融界から見た 建設業について

田 辺 信

金融界は建築界をどう見ているか

建設業が金融界に負う度合は、戦前に比べて戦後には年々大きくなっている。このようなことは、あえて建設業に限らず一般産業の場合も同様であるが、建設業の場合は一般産業の場合に比べてその度合は大きくとも小さくはないであろう。この金融界が建設業をどう見ているか。それを大づかみにいえば次のようなものであろう。

イ 実 態 の 把 握

一般産業の場合は、その設備が固定的であり、その生産工程は一定しているのでその生産設備に伴う生産能力は一定しているから、その実態をつかむことは比較的容易であるが、建設業の場合は、その設備が各所に散在しており、その生産工程は多種多様なので、その設備に伴う生産能力がよくわからない。資金需要の点から見ても、一般産業の場合には、計画性が保てているが、建設業の場合には計画性が保てない。このようなことから、建設業の実態はなかなかつかみにくい。

ロ 運 営 の 組 織 化

事業運営の組織化がよくできているかどうかの点から見ると、一般産業の場合は、特殊のものを除いて概してよくできているが、建設業の場合は、木材業、炭鉱業に次いで粗雑な企業だといえるであろう。

ハ 経済事情の変動に伴う危険性

建設業はその生産工程が一般産業に比べて長期に亘り、又、個々の注文生産を行う関係から、経済事情の変動の見通しの困難な時期においては、先物売に伴う生産原価の点から見た危険と注文者の財政事情の変動に伴う立場の点から見た危険とを負担しなければならない危険性が一般産業に比べて大きい。

ニ 収 益 率

収益率の点から見ると、建設業の場合は、一般産業の場合に比べて著しく小さい。一般産業の場合には、同業者団体の強固な力が収益率の点にも少なからざる影響があるようである。

ホ 融 資 対 象

このように建設業は、一般産業に比べて、実態が把握しにくく組織化されておらず、危険が大きく、収益率も低い。融資対象としては、工事の発注者の如何と工事の質によつては、工事代金と紐付にすることによつて、そんなに悪いものではない。

建設業者は金融界の見方をどう見るか

金融界には、このような建設業の見方がある。この見方は、概括的にいえば、一般産業に比べて建設業は近代化されておらず、危険性も大きい、ということになるであろう。それにも拘わらず、建設業が金融界に負う度合は年々大きくなっているものであつて、このことは、単に融資対象としてそんなに悪いものではないということだけの結果でもないであろう。それでは、建設業者は金融界の建設業の見方そのものをどう見るであろうか。

イ 実 態 把 握 の 問 題

建設業は、注文をうける都度、異なる地で異なるものを建設することを業とするものであるから、必然的にその設備は機動的であり、これを裏からいえば各所に散在しているということになり、注文生産であるためその生産工程は個々の注文によつて多種多様であり、これを裏からいえばいわゆる仕掛品の実態は個々の注文によつて異なるということになり、生産手段が労力に依存する部分が比較的多いばかりでなく、その労力は注文の多寡によつて伸縮性があり、これを裏からいえば生産能力に伸縮性があるということになるであろう。このようなことから、資金需要に計画性をもたせることはなかなか容易ではないのである。

こう見てくると建設業は金融界が見るように、その実態がなかなか把握しがたいのである。けれども、把握しがたいということは、把握できないということではない。手段と方法をもつてすれば把握できるのである。把握するには、事業場所が散在し、設備が機動的であるため、一般産業に比べて時間がかかるということは否めないであろう。その事業場所が散在し、設備が機動的であるということは、その生産能力に伸縮性があるということと共に建設業の特異な点であり、同時に強味でもあるといわなければならない。

ロ 事業運営の組織化の問題

一般産業の場合には、その生産工程は機械によつて自ら組織化されているが、建設業の場合は事業形態そのものは組織化されていても、生産工程はその生産物の多種多様なことから、又労力に依存する部分が多いことから、一般産業の場合のように一般的に組織化しがたいことは事実である。これ亦、しがたいということであつて、できないということではない。事実問題としては基本的には組織化されているのである。ただし、その生産物が個々の注文によつて異なり、生産物そのものの形が大きいので、基本的な組織化は、その都度変化させ得るのであり、変化させることが事業運営上必要なのである。これ亦建設業の特異な点であり、その場合に最も適したように組織化することができる強味があるのである。

ハ 経済事情の変動に伴う危険性の問題

経済事情の変動に伴う危険性の問題は、何れの産業に

もあることはいうまでもない。何れの産業でも、この危険を避けるため必要な措置を講じ万に備えるわけであるが、産業によつてその難易に大小の差がある。建設業は、その生産工程は長期に亘り、生産原資材は多種多様に亘るため、万に備える措置を講ずることは容易でない産業に属するといわなければならない。

ニ 収益率の問題

一般産業の収益率が建設業の収益率に比べて概して大きいことは事実である。それが金融界が見るように同業者団体の結合の力に負うところがあるのか否かは今問わない。

ただ、建設業の収益率が一般産業のそれに比べて悪いのは、需給のアンバランス——工事量と業者全体の伸縮性のある生産能力とのアンバランス——に伴う競争によるところが大きいということも見がすことのできない点であろう。

ホ 融資対象の問題

建設業が金融界に負う度合が年々大きくなつてきたということは単に建設業が融資対象としてはそんなに悪いものではない、ということだけからではなく、建設業には特異な強味のあることも大きな原因であろう。そのことはどうであろうと、金融界が戦後殊に多難な建設業を維持育成されたことに対し——一般産業の場合にもこのような関係はあるにはあるが——建設業界は感謝しなければならない。

建設業の社会的経済的機構内における地位

一切の社会的経済的活動は建設に始まる。社会的経済的機構の中で建設をうけもつ建築業はこの点から見ると一切の産業の基幹となる産業であるといえる。社会的経済的機構の発達に建設業に負うところが大きいと同時に建設業の社会的経済的機構の発達に負う責務も大きい。

建設業も社会的経済的機構の発達に伴つて発達したがなお一般産業に比べてその発達が遅れていることは金融界が指摘するところであり、建設業者もある程度これを認めざるを得ないであろう。このように発達が遅れていることは金融界が見るような諸点が原因でもあり、又、結果でもあろうが、建設業者が建築業を一般産業に隷属する産業を見る傾向があることにも原因があると思う。

社会的経済的機構の中で必要な産業はすべて相關関係にあつて何種を問わず他に隷属する産業は存在しないといわなければならない。建設業が注文生産を業とするものであることからこれを隷属産業と見るような錯覚がおこるのではないかと思うが、社会的経済的機構の中で重要な地位にある建設業は益々発達させて社会的経済的機構の発達により一層貢献しなければならない。

建設業の資本体系

建設業は個人経営から発達したもので、今なお個人経営的色彩の強いものが多い。その資本の大部分は限られ

た個人関係によつて保持され、残余の部分が従業員その他の縁故者によつて保持されている形のものが多い。このようなことも、今日の程度にまで発達してきたとはいへ、なお一般産業の発達に遅れている一つの原因でもあろう。今でこそ建設業は、金融界から資本金の10倍を超える額の融資をうけている例が少くないが、戦前においては融資をうけた場合においてもその額は資本金の十分の一に達した例は少なかったであろう。このように金融界に負う度合に雲泥の差ができてきたことは、必要の有無の問題もあるが、金融界の建設業に対する信用の問題もあることを見逃してはならない。

建設業の需要資金源

戦後、インフレによつて工事金額は工事量に比べて異状に膨脹した。このような関係は一般産業の場合においても同様であるが、その度合は建設業の場合において著るしいであろう。

このようなわけで建設業の資金需要は戦前と戦後においては雲泥の差ができたのであつて、この需要を賄う資金源の比重はこのような信用の下に金融界からうける融資に最も重く、これに次いで重いのが注文者からうける前渡金であり、自己資金の比重は最も軽い。

社会経済が建設業に期待するところは依然として大きい。従つて建設業の資金需要も依然として大きいであろう。ところが現在の建設業の資本体系の下における自己資本の拡充はなかなか多くを期待することはできない。自然、金融界の援助と注文者の理解に期待しなければならないであろう。

建設業の改善

第二次大戦前後に亘り日本の置かれた立場から建設業の発達には10年以上のブランクがあつた。この10年のブランクは建設業の発達に恐らく何10年もの足ぶみをさせた結果を与えたであろう。けれども建設業は、除々にではあるがこの何10年にも値する足ぶみを確実に取り返しつつある。恐らくここ5年を出ないでこれを取り返すであろう。

しかし、それがためには、なお異常な努力を重ねなければならないのはもちろん、金融界の援助と注文者の理解とによらなければならないものが多い。

金融界の援助を期待するには、自らのために必要であることはいうまでもないが、実態の把握がよりよくできるようにしなければならない。建設業財務諸表準則の実施によつてこの問題はよほど改善されるであろうが、なお建設業者自らがよくわからせるような工夫と改善とが必要であろう。資金の計画性の問題についても同様である。

事業運営の組織化の問題も建設業の強味でもあるといつたがその反面弱味ともなり易い点であり、そこに、木

(第22頁へ続く)

建 築 経 済

都 藤 希 八 郎

「建築」というものに「経済」を関係づけて考えようとする傾向は近時次第に活潑になつて来たようである。そこで「建築経済」と云うような難かしい言葉も現われ初め建築工業、建築経済史、建築経済学、等に関する貴重な研究発表も見られるようになったわけである。これは建築に対する在来の余りにも偏つた概念から抜け出し建築の本質を見出す上に大きな役割を果すものと考えられる。然しながら未だ「建築経済」という概念は明確に説明せられていない様にも思えるのである。私はここに経済学的な考え方によつて建築と経済との関係を中心として「社会」「文化」「技術」「芸術」等と関係についても述べたいと思う。そうすることに依て「建築経済」とは何かと云うことがほぼ理解して戴けるのではないかと思うのである。その上で私の考えの一部を加えさせて戴き建築観への参考になれば幸いであると考え。

そこで、初ず人間生活から考えて見ることにしよう。各々人間には、種々慾望があることは明かである。例えて見ると肉體保護のための衣食住、精神的なものについての宗教、芸術等、今これらの慾望の中、いずれを満足しようとする場合にも、その過程に於て、必ず物質的な手段が必要と成つて来るものである。即ちこれら慾望充足の手段として、「建築物」なるものが必要とせられる場合が、生じて来るのである。そこで建築物の調達が始められるのであり、「建築」と「経済」とは関係が生じ「建築経済」は、経済の一部として経済の支配をうける立場に置かれるのである。即ち建築経済活動は初ず第一に、自然的なる環境を基盤とし、これに働きかけ且つこれに制約せられるのである。言いかえれば、地理的条件地形的条件等、大地の上に建築せんとし働きかけると共に、又種々な困難に遭遇するわけである。特に建築物はその非移動性の故に、他の経済活動に比較して、自然的な制約を受けるが極めて大きいのであり、これが建築経済活動の、根本的な特色と成つてゐることは御存知の通りである。第2に、建築経済活動は「社会」と「文化」とに働きかけ、同時にこれに制約せられるのである。即ち建築経済活動の行われている社会を基盤とし、その社会が生み出した文化の恩恵によつて、調達は進められて行くけれども、同時にこれら社会及文化は、種々なる制約として、建築物生産の障害となつて来るものであることは、御承知の通りである。ここで考えておかななくてはならないことは、社会及文化は、建築経済活動に附随しているものではあるが、建築経済活動と混同して

はならないと云うことである。それは何と云つても、社会及文化は人と人との交りなくしては、到底考えられぬものであるが、経済はこれら人と人との交りの中に、実現せられる物質的手段の調達そのものであるからである。又建築政策等も同じように根本的には、建築経済と根本的にその性格を異にするものと考えるのである。以上の自然的並びに社会的制約は、建築物の調達に対する抵抗として建築経済活動、即ち建築物生産過程に於ける障害である。そこで建築経済活動を推進するには、これら困難を排除するための努力が、必要となつて来るわけである。この調達に於ける困難排除のための因果的な手続をこそ、「建築技術」と呼ぶのである。ここに「建築」は「技術」なり等と云われるのは、主として建築物の生産過程における、種々なる障害排除の面に、着目した表現であると云うことが、解つて戴けると思う。かくの如く建築経済活動は建築技術を用いることにより、自然的社会的制約を排除し、建築物を消費し得べき状態にまで持ち来たり終了するのである。然かもこれら建築経済活動は、孤立的及断片的に行われるものではなくして多数の建築経済活動が関聯し合い、常にまとまりある、全体を形成していると考えて宜しかろうと思う。これを「建築経済」と呼んでよいと思われる。然しながら、一方「建築学」としての立場からは、「建築経済」とは建築に於ける経済過程であると、主張するだろうとも考えられるのである。ともかくいづれにしても、「建築経済」とは、「建築」と「経済」との関係する面に、着目したものであることは、間違いないと思う。即ち、「建築経済」とは、「建築」と「経済」との関係に外ならない。

以上「建築」を廻つて、簡単な解説をして来たのであるが、「建築」の経済生活に於ける、地位及種々なる関係を、大体わかつて戴けるのではないかと思う。これを要するに「建築」は人間生活に於ける、生活諸目的を充足せんとするための、物質的手段の一つであり、それは「経済」の支配下に於て、「建築物生産」として経済活動が行われ、「自然」「社会」「文化」を基盤とし、同時にこれに制約せられつつ調達せられるものであり、全体としては人間生活一般と同じく、「歴史」の流れの中に織り込まれて、展開せられると云うことである。以上のことに附け加えて、私の考えを述べさせて戴くならば、「建築」と云うものが、今迄余りにも偏つて考えられて来たことである。即ち「建築」なるものは、明か

に「建築物」なるものに依つて得られた概念でありながら、その「建築物」と「建築物の生産」は、全く忘れ去られたかの観があつたのである。それは「建築」なるものが、「科学のための科学」とか「建築のための建築」と云つた思想によつて、掩いかくされて来たからに外ならない。然し現実を正視するならば、「建築」を支配しているものは明かに「経済」であり、所謂資本主義社会と現代建築文化の中で、建築物は建設工業によつて生産せられていることは、御承知の通りなのであり、その目的とする所は、「利潤」なのである。この我々の眼前に於て、展開せられている「建築」に対する矛盾は、今迄私の述べたような単純な説明では、到底理解して戴けないとは思われる故、これら近代社会に於ける事については、別に述べなくてはならないと思う。然しながら、根本的に見る場合既に述べた如く、人間生活に於ける慾望充足そのものはさておき、もし生活目的の全ゆる部面でこれを實現せんとする場合、必ず物質的な手段が、必要

とせられると云うことである。例えて見れば、建築に関する小さなことに就てでせあるが、今ある建築家が芸術的な慾求を、満足させるために設計をしたとしよう。ここでも設計資料、道具等物質的な手段が、必要と成つて来るのである。この様に考えて戴くならば、戦中戦後の如く、所謂経済力の貧困な時代には、経済がいかに大きな力で、建築を支配したかと云うことの原因も理解出来ると思われるし、又「建築」と云う芸術的色彩によつて掩われて来たものに、「経済」を結びつけようとする試みが、これらの時代に盛んになつて来たことに關しても、又うなずいてもらえるのでなかろうかと思う。私がこれまで述べて来た、「建築」と「経済」との關係も、この「建築」に掩いかぶさつた偏見を取外き、「建築」は飽くまで「建築」としてあるべき位置に持ち来そうとするあつかましい試みに外ならないと云うことも出来ると思う。

(筆者 県立尼崎工業高等学校建築科教官)

建築費はなぜ変動するか

相 沢 喜 久 太 郎

建築費はなぜ変動するかという課題を、協会から御依頼を受けましたが、斯様な話は殆んど誰れでも御存知になつておられるように思われますので、余りに頼りないお話を、今更貴重な誌面を汚すのも、どうかと思ひまして、一応御辞退を申し上げたのでありますが、是非筆をとれとの御言葉をいただいたので、不敏ではありますが思ひついたままのことを述べさしてもらつて、其の責をふさぐこととしました。

平素に於ては建築費の変動することは、左程激しくはないのであるが、最近は大震災と國際情勢のデリケートな問題とがからんで、非常に変動がきびしくなつたのである。どちらかといえば変動というよりも、むしろ高騰の連続といつた方が、当て嵌る言葉かも知れない程に、いやが上に変動を余儀なくされたのであつた。

建築費に包含されている項目とはいへば、三大別にすることができる、即ち材料と労働賃銀と経費とのミックスしたものが、綜合されて建築費と称されるもので、これらのものの価格が上下することによつて、変動が生じることとなる、其の著しい変動の始まつた極く最近の例を探りあげて、一体どんな経路をたどつたかの趨勢を、探究することとしましょう。

建築用の諸材料が昨年の六月頃から、急ピツチで上昇し始めた、これは朝鮮事変のためであつて、鉄材、木材、砂利、すな、セメントというような、主要資材は毎月一割乃至二割の割合で、鰻のぼりにとんとんと騰貴を続け

その止まるところを知らないという、有様であつた、ジェーン台風の災害はこれに一層の拍車がかけられたわけである。

特に鉄材及び鉄製品と名の付くすべての物は、突に毎月三割乃至七割という、めざましい躍進振りを示すようになって、本年の三月には遂に、値上りの最高峰に達し昨年の六月頃の相場に比べれば、約三倍半というような驚くべき価格にまでも達したのであつた。

これに次で木材も約五割内外の、値上りを來たし、砂利、セメント等々も負けず劣らず、相次で上昇路を歩み続けるのであつた、然しながら、さしもの値上り街道をばく進していた物価も、どうやら三月下旬をもつて、ようやくその速度が衰へ始めて、或る物は横這の情勢となつたり、あるものは漸落の歩調を取り始めたのである。

三月の峠を越してからは、僅かにセメント及びセメント製品、硝子等が強気で駛りした、値上りをみせているに過ぎない情況を示すに至つた。

斯様に建材の主体性を帯びたものが猛然と上昇した為め、自然これらの資材を用いて加工された建材は、いやでも値上げの対象になり、鉄、真鍮、銅、鉛等々の非鉄金属製品に至るまで何もかも、その余波を受けて法外の値段で、取引されるようになった。

就中スチールサツシユとスチールドワーは、大変な価格にまで跳上り、そのため昨年五一六月以降に受注した建設業者は、いずれも大きな欠損を負わされたのであつ

た。

鉄筋コンクリート建築に不可欠の骨材も、本建築の興隆に伴い、大阪全市の需給関係のアンバランスと、運搬用の油類の値上り等の板挟みにあつて、物すごい値上りをみるに至つた。

セメントの値上りは内地だけの需要以外に、海外えも輸出されて、景気は上々というわけで、今後めつたに値下りするような気遣いはなく、先高の予想が濃厚である、従つて、セメントに依り加工されたスレート、セメント瓦、ヒューム管、テラゾー等も面白い程高価格に押し上つていのである。

木材は昨年のジエーン台風による、災害の緊急住宅の復興建設に対し、一時にドット使用量がふえて、一躍暴騰を來たすと共に在庫品も払底して、買あさりと売惜みと運送の輻輳とが絡みあつて、これまた木造建築費の大変動を起す原因になつた。

けれども木材は、今日のところ我国の経済状態からみても、建築のすべてが耐火建築のみでは、押し通せない関係上、むしろ木造建築で辛抱せねばならないので、今後も木材の価格は余り下降しないものと考えられる、現在は一応木材の価格も横這いをしてはいるが、外材の輸入は目下のところ見通しはついていないし、原木の減少するに連れ、山林の保護並に濫伐制限等の法規にも該当するわけで、自然市場の品薄を理由として、決して今日の相場より下廻るということは、先ずないものとみて差支えなからう。

わが国は遠い昔から、あらゆる面に向つて、木材を高度に利用されていて、家屋、橋梁は勿論、食器、家具、燃料或は船車等、殆んど何から何までといつてもよい位木材を使つてゐる、その上近世は繊維製品と製紙用に莫大なパルプを要求される関係で、これに潰される松材等も多量にのぼつてゐる。

鉄筋コンクリート建築をするにしても、仮枠材料に相当量の木材が必要とされ、土木工事にしても切梁、腹起し、矢板、支柱杭など大量の木材を使用されるのであつて、産業の発展に寄与することの多い、土建事業に大切な役割を持つ木材は、他産業が全般的に水準の低下することがあれば知らず、将来の予測としては、多方面の寵児とされている限り、価格の安くなることはないであらう。

この外に赤煉瓦、タイル、土管等の窯業製品に属するものも、頭を揃えて一列に騰貴をしている。

最後に甚しい価格の上つたものに、次のような附帯設備が、著しい数字を示している、即ち電気工事、水道衛生冷暖房等の管工事も、著しい変動をしていることは、注目し価するものといえる。

以上頗る雑駁に羅列して、材料の変動している経過を述べたのであるが、凡そ昨年四月以来加速度的に材料が

どんなにか変動をし又しつゝあるかが、略お分りになつたことであらう。

それでは労務費については、どんな傾向にあるかという、疑問が出るものと思うが、労務費については資材に比べると、非常に上昇率は緩慢であつて、ジエーン台風の勃発した当時は、臨時復旧工事が一時に殺到したため約三ヶ月間ばかりは、労働者の引張り合いとなつて、稍上昇をみたのであつたが、此の特別の期間が過ぎ去ると再び元の平静状態に立ち戻つたのであつた。

特種技能を持つた優秀な労務者は、いつでもどこでも雇傭する人が多いから、めつたに失業する憂いもなく、普通人のできない立派な腕をもつ強味で、一般賃金よりも遙に多額の賃金も取れるから、戦後に於ける有技能工は洵に有卦に入つてゐるものといえる。但し別段に技能を持つていない労働者は比較的賃金が薄い、ということは止むを得ないことである。

人間として此の世の中を渡つてゆくためには、一日として缺くことのできないものに、通称衣食住の三大部門から成り立つてゐることは既に御承知のとおりで、この何れもが一率に、値上りをみせつゝあるのであるから、勢い建築費にも直接間接共々、変動を及ぼしてくることは当然といひ得る。

労働者の懐に大きく影響するものに、食費という切るに切れないものがある、この食費なるものが近頃莫大な値上りで、これが色々な産業にひびくのは大変なものである。それに加えて電力料金が改正されたので、すぐ其の飛沫を受けた各種加工業にも影響して、これが又建築費に対して、鋭い変動を及ぼしてくる、なお通信費、交通費、運賃、建設機械用具等の価格が変れば、建築費の経費にもすぐ変動を与えることとなつて、建築費がなぜ変動するかという疑問も、成程と御諒解願ふことと思ふ。

要するに、一般の国民(消費者)を相手とする日用の商品などについて考えてみても、これらのものは数量に於ても、単価に於ても購買する個人からしてみれば、売買される単位がその割に僅少であるので、物価騰貴の音がやかましく叫ばれている割に、建築費の金額のように左程大きくないから、比較的支払い易い安さがあつて、個人に対しては左程大なる刺激を与えない、ところが建築費となると、その使用される材料及び労賃の騰貴率が、すぐと坪当り、なんぼという単価に大きくあらわれてくるので、その建物の坪数に乗じたトータルの建築費は、数字上からみて意外の金高となるのは、蓋しやむを得ないのではなからうか。

此頃の建築費は高くなつた云々、とはよく世人の口端にのぼる話であるが、然し筆者は決して建築費がそんなに高くなつたとは思わない、むしろ他産業界の高騰している額よりも、むしろ下廻つてゐる実状で、然も建設

業者の得る利潤は極めて渺なすぎたのであつて、其の時、時により変動を敢えてするのは、理の然らしむところであらう。

建築工事には材料と労賃ばかりでなく、眼にみえない仮設消耗品であるとか、諸経費なども前述したとおりであつて、計画とか、現場の監督費等も含まれなければならないので、こんなものすべてが、たまたま経済界に多少でも変動が起れば、その都度正比例して、建築費も相共に変動を始めるのである。

それならば何故に業界のものは、変動に対しての備へはしないのかとか、合理化対策を事前に講じておかないのであらうかと、詰問されるかも知れないが、遺憾ながら敗戦日本のわが国の現在、周囲のあらゆる経済界の安定性を欠いていることや、建材界の苦境の中にある動向の、渦に巻かれている昨今、どのようにコストを下げようと、もがいてみても所詮、よりよい方法の発見は困難であらう。

原料の供給者及び生産者、或は半加工其の他、メーカーの一人一人が、格別の改革を断行するの境界にまで達しないかぎり、これらの調整は期待することも、可能性が保し難いし、建築費の変動を喰ひ止める方策、或は安定ならしめる妙案は浮び出てこないであらう。

せめて建材界に訴えたいことは、建築費の大部分を占める建材のコストを引下げるために、大量生産のできる能率のよい機械を利用することも望ましいのであつて、これにより安くて良い品の現出を待つより方法がない、なお規格も制定して正しい既成品の多量生産を圖り、常にこれらの資材をストックしておいて、わが国のように年々歳々絶えまなく襲つてくる、天災地変等の災害に対しても、すぐ値段が跳上つたり、多くの人に不自由をかけ、且又建築費の変動を少なからしめるように備えを、充分にしておくべきではなからうか。現在行なわれているような、建築の施工をするにあつて、一々別誂の物を注文をするとか、作らせているようなことでは、一般発注者の期待に対する満足をしてもらうには、遙に途遠しの感がしないでもない、去りとて請負を業とするものとして、建築費の変動に備えて、先の先まで見通しをつけるということもできないことであるし、多くの資材をストックしておいて、多額の資金を寝かせて置くようなことは、財政面からいつても尙更、不可能なことであらう。

終戦後の我国に於ける社会は、百八十度の転回を余儀なくされ、経済も又前代未聞の大旋風に根本的から覆がえさせられ、それらの反動はあらゆる産業に累を及ぼした、ために建築費にも又、価格の変動が押し寄せて、逐次上昇率を加えてきた、ということは当然の成行といえる、而して年々に上昇ばかりの変動を重ねつつ、現在に至つた次第である。

大東亜戦争が始まつてからは、あれもこれも物資が不足したため、それらに代るべき代用品の流行した時代がごく最近まで続けられていた、此のような代用品の類は全くその名の示す通り、ほんの一时的の間に合せ物で、殆んど良心的な物はなく、多くはその場限りの似非ものであつて、衣料でいう純綿とスフと違つているようなものであつた。

こんな代用品を使えば、さぞ安く建築ができるかというに、その割に安くもなく、然も永久性はなく、且こわれ易くて、すぐ修理もせねばならないから、却つて高い勘定となるわけで、建築費の合理化とは反比例をするわけである。

さて本題についての研究の主眼とするところは、想うに、どうしたら経済的に建築の目的を、達することができるか、という疑問のようにも解されるが、遠い将来のことは別問題として、現今の情勢下に於てこれをみれば国際関係の渾沌とした、不安定極まる折柄に於ては、建築費の変動は終始、絶えまなく動揺するものと、考えなければならない。

所謂世の中の景気がよくなれば、建築の発注される数も沢山に出るので、自然と建材の在庫品も底してくるし、労働者も手不足となつて、材料も少し位高くても売れゆきはよくなり、労働者も低賃金のところへは来てくられなくなつて、事業場の撰り食いをするようになって、外国のように立派な組織をもつた、労働組合の無いわが国では、こんな時でも不自由を感じるのである、反面、世の中が不景気に向うと、忽ち建築の注文は減少するものと思わなければならない。すると建材は出廻りがわるくなり、原価を切つても販売するものもあらわれ、労働者も需給の状況が不均衡を生じるので、工事費も段々と下降を始めるであらう。

このように景気のよし悪しにつれて、敏感に左右されると、同時に建築費についても変動の兆が、あらわれるのである。故に同一の二つの建物を捉えて考へても、其の時代の波のゆれ方次第によつて、甚だしい変動のあつたという跡を見出すことができる、即ちAとBの同一建物が（内容外観共に寸分違つていないもの）について見ても、Aは昭和20年に建てたもの、Bは昭和25年に建てたものと仮定してみると、其の建築費が如何に大きな開きがあるかを発見するであらう。

こんな実例は枚挙に暇がないのであつて、その時と場合による建築費の変動が、波紋を与えたという結果が、はつきりと分るゆえんである。以上海にくだくだしく記述いたしました、恰も御釈尊様に説法みたい、取りとめのない御話であつたことを、深くお詫びして筆をおくことといたします。

（筆者 大阪建設業協会工務部長）

大阪市における土地家屋の評価

片 岡 一 雄

1. は し が き

本年全国各市町村で一斉に実施せられた固定資産の評価は、凡ての固定資産をその対象として取上げたこと、而もその内容が複雑多岐を極めていること、短期間に完了せねばならなかつたこと、その従事員の数及び素質に幾多の制約があつたこと、評価について未経験であること等々の理由によつて、その当初より完成には幾多の困難が予想せられたところであつた。大阪市においては、第一年度はさし当り資産相互間の均衡保持に目標を置き完全な評価は次年度以降において逐次実現することを期待し、法定期間に評価を完了することに主目標を置くこととしたのであつた。かくて60万に上る全資産について300名の評価従事員が半歳の間全力を傾倒した結果、9月末迄に評価を完了し、10月1日から10日迄の間関係者の縦覧に供した次第である。

云うまでもなく、固定資産の評価は、アメリカ税制の影響の下に創設せられた固定資産税の課税標準として当然なされなければならない処であつて、従来の地租、家屋税が所謂収益税として賃貸価格を基準として課税せられたのに対し、固定資産税は所謂財産税としてその財産価格を課税標準とするものである。この評価がなされ価格が決定せられる迄は、暫定措置として賃貸価格の900倍の額をもつてその価格と仮定し、これを課税標準としたのであつたが、26年度分はこの評価の完了によつて本年度の最終納期において、本決定された価格に基き清算することになつている。昨年賃貸価格の900倍を以て暫定価格と定まれた際には、一般に土地家屋の実際価格に即応しない割一的な不当な価格として、多大の非難があつたのであるが、本年度において所謂適正な時価に基づく評価を行えば、こうした非難は当然解消するものと予期されていたのであつた。ところが今度の評価による価格が一般に発表せられるに及んで、俄然各方面より昨年同様の非難の雨が高まつているかの様であつて、それは各市町村の評価審査委員会に提出された審査請求数に単的に表現せられていると見ることが出来る。この非難は或る点では無理のないものも認められるが、同時に或る点では税負担の増嵩を嫌厭する心情から一応提出されたものも少なくないことは事実である。特に評価の基準となる「時価」の観念を、単なる処分価格のように解している人々が余りにも多いことには驚かされる。「時価」はあくまで使用収益することを前提としての価格であり、毎年一月一日現在における公正妥當なる市場価格と云うことができる。只土地家屋についての市場価格には、嚴

密な意味においては、種々なる要素に基づく増減価作用があるから、これを除去するのてなければ真の市場価格は把握できないが、これは、また、非常に困難なことでもあつて、したがつて見解も岐れるのである。

われわれは評価第一年の今年では完全を期し得なくても市民の絶大なる協力の下に、適正な評価の達成にますます努力を重ね、数年の内には理想的な価格を作り上げることを切望している。

以下、大阪市の行つた土地家屋の評価の方法についてその大要を述べることにするが、これらの評価基準は基本的には地方財政委員会の指示に基くものであると共に大都市としての特殊性から独自の考え方を採り入れた点も少くないのである。方針として技術的、専門的であるよりは寧ろ、一般的、常識的な方法を探つたのは、できるだけ市民に理解し易く納得して貰うことを考慮したからである。

2 土 地 の 評 価

土地の評価は宅地、農地、山林、原野、牧場、池沼及び雑種地の別によりこれを行つたが、地目は現況主義、地積は公簿主義を採つた。大阪市においては、宅地が全面積の70パーセントを占め、それ以外は農地を除けば殆んど僅かしか存在しない状態である。

(A) 宅 地

まず状況類似地域により、全地域を次の五地帯に分つと共に、地形状況等によりこれを更に細分して評価地区を設定した。次でこの評価地区内に標準地一ヶ所を選出し、蒐集した売買事例や事情精通者の意見等、数種の資料を参考として、当該宅地の標準時価を定め、これをその宅地に附せられた賃貸価格で除して得た数をその評価地区の評価倍数とした。第三にはこの評価倍数を同一評価地区内の個々の宅地の賃貸価格に乗ずることによつて個々の宅地の価格を算出することにしたのである。

- (1) 住宅地帯 主として住宅の連続する地帯
- (2) 商業地帯 主として商業地の連続する地帯
- (3) 工業地帯 主として工場用地の連続する地帯
- (4) 農林地帯 主として農地が連続する地帯
- (5) 特殊地帯 花街地帯

以上によつて設定した評価地区は312地区であり、その内訳は住宅地帯103、商業地帯138、工業地帯49、農林地帯15、特殊地帯7である。

区画整理中の地域は、評価地区の設定に当り一般地とこれを別にするにしたりした。これは一般の宅地と比較して特殊の考慮を払ふ必要があるからである。

なお賃貸面各については昭和6年4月1日の現況により決定せられ、その後昭和24年4月1日の現況によって一部修正が行われたために、現在では均衡を得ていないものもあるので、評価に際しては努めてその不均衡なものにつき補正を行うことにした。

(B) 農 地

農地は地方財政委員会の指示した評価倍数を基本とし大阪市の倍数を定めた。即ち農地調整法適用地については田1,19倍、畑1,530倍とし、同除外地については田1,300倍、畑1,670倍としたのであつて、これを各筆毎の賃賃価格に乗ずることに評価額を算出した。

(C) その他の土地

その他の土地の評価は原則として近隣宅地の評価額に比準して個々に決定した。大阪市においては山林、原野、牧場、池沼、等は殆どないから、別段に評価倍数は設けなかつた。

(D) 評価の結果

かくて算出した土地の評価によると宅地の坪当平均価格は3,612円、評価倍数801倍となつている。宅地の坪当評価額を示せば次の如し。

区 別	最 高	最 低
特殊地区	121,000円	1,930円
商業地区	237,000円	1,230円
工業地区	2,300円	300円
村落地区	1,500円	340円
住宅地区	23,000円	240円

3. 家 屋 の 評 価

家屋の評価は、原則としてその再現建築費を基準としこれに家屋年齢による損耗度、利用価値、地域差、管理の程度等種々の増減価考慮を施して、算出することにした。しかし個々の家屋についての再現建築費を求めることは全く不可能であるので、用途別、構造別並に品位別に応じ全市に標準家屋を選定し、その構成要素につき細密な分析を施し再建築費を求めてこれを基準価格とした。全市の家屋はこれに比準してその再現建築費を決定し、前述せる種々の増減価考慮を施してその評価額を算出した。このために5月以来全市的に家屋調査を実施して家屋の品位等級を明かにすると共に、建築年月日、坪数、所在地、管理の程度、利用価値等の評価上必要な事項の把握に努めた。

今これに付て細説すれば

(1) 再 現 建 築 費

当該建物を賦課期日現在において再建築する場合の費用をいう。これは木造家屋と耐火家屋に大別し、後者は更にその使用材料により鉄筋、鉄骨、コンクリート造、鉄骨造、煉瓦造等に区別し、更にその用途別並に使用材質により品位等級別にその再現建築費を決定した。

木造家屋について云えば特級(50,000円以上)、1級(40,000円)、7級(15,000円)、級外(12,000円以下)に分つている。

(2) 家屋年齢による自然的損耗

構造別、用途別により耐用年数を定め、残存価値を30パーセント(耐火家屋50%)として定額法により家屋年齢に応じ減価するものとした。普通木造住宅の耐用年数は30年、鉄筋ビルの耐用年数は80年である。

(3) 地 域 差

全市的に見て家屋の所在地の優劣により、全市を七段階に分ち最高50%から最低0%まで増価考慮をすることにした。特に優秀な地域は他に特別地域差を考慮した。

(4) 利 用 価 値

家屋設計の優劣、利用上の便宜性等により10%以内の増減価考慮をした。特別に利用価値の優秀なものについては若干の特別利用価値を考慮した。

(5) 管 理 の 程 度

家屋の管理の状況如何によつて経年に応じ30%乃至50%の増減価考慮をすることにした。

(6) 特 殊 考 慮

家屋の利用の状況及び現状により、算出評価額につきそれぞれ適当な減価考慮をした。

以上によつて評価した家屋評価の結果を述べれば次の如くである。

家屋(坪当平均価格)

住 家	13,000円	平均評価倍数 1,100
店 舗	22,000円	
工 場	15,000円	
倉 庫	24,000円	
その他平均	20,000円	

(筆者 大阪市財政局固定資産評価員室主幹)

(第16頁より続く)

材業、炭鉱業に次ぐ粗雑な企業だともで酷評される余地がある。

無謀な競争によつて自らを追い詰めている愚かさに見たつては、外から見ると笑止の沙汰であろうが中から見れば、金融界と注文者との信用を損う由々しい問題である。

資本体系の点では多くの問題があり、その改善はなかなか容易でないが、時の経過によつてあるべき姿に落ちつくものと思う。何れの場合でものことではあるが、特に現状の下においては、極力自己資金の蓄積に意を用いなければならない。(筆者 大林組常務取締役)

第4回 建築代理業者資格試験問題集

大阪府建築部指導課

法規の部 (1時間30分)

1. イ〜チに掲げるもののうち建築基準法で建築物として扱われないものに○印をつけよ

イ、競輪場の鉄骨造スタンド ロ、地下倉庫 ハ、軌道敷地内の信号所 ニ、工事現場下小屋の周囲のへい ホ、高さ4メートルの擁壁 ヘ、卸売市場の上家 ト、あずまや チ、重油タンク

2. イ〜ヘに掲げる建築物の部分のうち、建築基準法で主要構造部とみなされるものがあればそれに○印をつけよ。

イ、構造上重要な間仕切壁 ロ、屋外階段 ハ、最下階の床 ニ、小屋組 ホ、ひさし ヘ、出入口の扉

3. イ〜ヘに掲げる建築物の部分のうち建築基準法の居室に関する採光の規定が適用されるものがあればそれに○印をつけよ。

イ、映画館の客席 ロ、教室 ハ、浴室 ニ、廊下 ホ、自動車庫 ヘ、調理室

4. 主要構造部が鉄筋コンクリート造の軒高7m高さ9m建築面積200平方メートルの平家建倉庫建築物がある。その建築物の地盤面上、4メートルの位置に耐火構造の床を設け延べ面積400メートルの1階倉庫2階事務所の用途にしようとする場合、イ〜ヘに掲げる工事種類のうち該当するものがあればそれに○印をつけよ。

但し床を設けても主要構造部は補強する必要はないが、事務所にする外壁の開口部は従来ある開口面積を2倍にする必要があるものとする。

イ、改築 ロ、増築 ハ、大規模の模様替 ニ、大規模の模様替と増築 ホ、増築と一部改築 ヘ、増築と模様替

5. 都市計画区域外において、高さ6メートル、軒の高さ4メートルの木造平家建瓦葺の工場建築物一棟を敷地境界線から4メートルの距離を保有させ且つけた行間隔12メートル以内ごとに小屋裏に両面防火構造とした隔壁を設けて新築する場合、防火上の規定で無条件に建築できる限度はイ〜ホに掲げる延べ面積のうちどれか。

該当するものに○印をつけよ。

又上記の構造のもの一棟で最大限の延べ面積にしようとするときは如何なる措置をとればよろしいか
□の内に簡単に書いて下さい。

イ、600平方メートル ロ、1000平方メートル
ハ、1500平方メートル ニ、3000平方メートル
ホ、5000平方メートル

6. 居室の床面積に対する窓その他の開口部の採光に有効な部分の面積の割合が7分の1に満たない場合、建築基準法の規定に適合しないものがイ〜ヘに掲げるもののうちにあればそれに○印をつけよ。

イ、病院の手術室 ロ、診療所の病室 ハ、大学の教室 ニ、共同住宅の住室 ホ、下宿の宿泊室 ヘ、旅館の客室

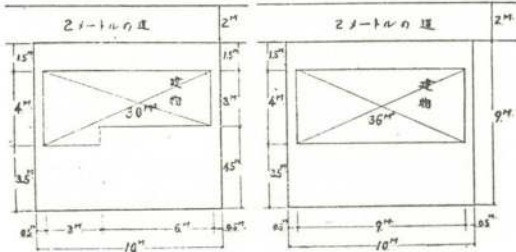
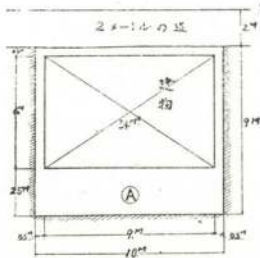
7. 表に掲げるA〜Eの用途の建築物をそれぞれ新築するものとして、表中用途地域制限に触れる地域に対する該当欄には斜線を引き、触れない地域に対する各欄には建築面積に対する割合の制限(建築基準法第55条)によつて保有しなければならない最小限の空地の面積を記入しなさい。

A……………共同住宅 B……………旅館
C……………製材工場(原動機の馬力数の合計10作業場の床面積200平方メートル)
D……………演芸場 E……………貸事務所

符号	建築面積	道路と敷地との関係	住居地域	商業地域	商業地域準工業地域	工業地域
A	平方420米	一つの道路のみ接する敷地				
B	平方168米					
C	平方270米					
D	平方840米					
E	平方260米	街区の角にある敷地で特定行政庁の指定した敷地				

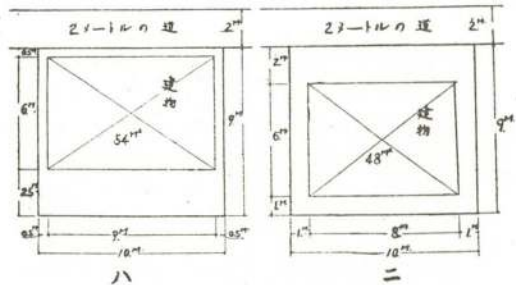
8. 準工業地域内において幅員2メートルの建築基準法上道路とみなされる道に面してA図に示すような建築物が火災で焼失したので、再築したい意向であるが、その敷地において再築できるか。もしできればイ〜ニに掲げる図のうち適法のものであればそれに○印をつけよ。建物の高さは6mとする。

技術の部 (1時間30分)



イ

ロ



ハ

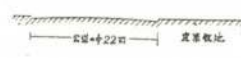
ニ

9. 都市計画区域内にある図A, B, C, D, E, に示された建築敷地の断面図において, 建築物の高さ(屋上突出部を除く。)の制限の限界を示す線を図示せよ。

但し Aは住居地域内 Bは商業地域内
Cは準工業地域内 Dは工業地域内
Eは住居地域内にあるものとする

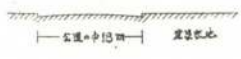
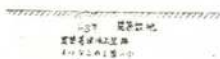
A

B

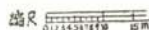


C

D



E



10. 住宅の間取りを考える場合, あなたは南面する位置にイ〜ホに掲げるもののうち, どれをおくのが最もよいと思いますか, その1つに○印をつけよ。

イ, 居間 ロ, 客間 ハ, 寝室
ニ, 炊事室 ホ, 食堂

11. 大阪における冬至の正午の太陽の高度はイ〜ホに掲げる角度のうちどれが最も近い, 該当するものに○印をつけよ。

イ, 10° ロ, 20° ハ, 30°
ニ, 45° ホ, 60°

12. 木造建築物の耐震, 耐風構造として, 最も必要なことはイ〜ホに掲げるものの内どれか, その1つに○印をつけよ。

イ, 土台を基礎に有効に緊結する。
ロ, 筋違, 方杖を有効に取付ける。
ハ, 柱と横架材とは鉄物で緊結する。
ニ, 屋根ふき材料は軽量なものにする。
ホ, 屋根ふき材料はなるべく重量なものにする。

13. イ〜ホに掲げる建築設備の種類とそれに関係の深い器具名称との組合せのうち誤っているものに○印をつけよ。

イ, 蒸気暖房——ラヂエーター
ロ, 水洗便所——フラツシュバルブ
ハ, 換気孔——レジスター
ニ, 照明——グローブ
ホ, ダストシエート——トラツブ

14. 普通住宅の樫を打ちつけるに使用する釘の長さは, イ〜ホに掲げる寸法のうち, 最も適当と思うもの1つに○印をつけよ。

イ, 2吋 ロ, 3吋 ハ, 3½吋
ニ, 4吋 ホ, 5吋

15. 12坪位の木造平家建住宅に使用する, 木材及び和型粘土瓦の坪当り(建坪当り)の所要数量は通常イ〜ホに掲げる数量のうちどれか。

適当と思うもの1つに○印をつけよ。

木材(製材)	粘土瓦
イ, 1 ~ 2 石	50 ~ 80 枚
ロ, 2.5 ~ 3.5 石	100 ~ 130 枚
ハ, 4 ~ 5 石	150 ~ 180 枚
ニ, 2.5 ~ 3.5 石	50 ~ 30 枚
ホ, 4 ~ 5 石	100 ~ 130 枚

16. 木造住宅の軒げたの継手にはイ～ホに掲げるもののうちどれを選ぶのが最も適当か、適当と思うもの1つに○印をつけよ。

イ、腰掛蟻継 ロ、相 欠 ハ、そぎ継
ニ、突 付 ホ、いすか継

17. コンクリートの配合を示す1, 3, 6の比率はイ～ホに掲げる記述のうち、正しい順序のものに○印をつけよ。

イ、水・セメント・砂利 ニ、砂・セメント・砂利
ロ、セメント・砂利・砂 ホ、セメント・砂・砂利
ハ、砂利・水・セメント

18. イ～ホに掲げる建築材料のうち、引張りに対して最も弱いものに○印をつけよ。

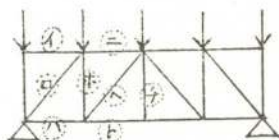
イ、す ぎ ロ、ひのき ハ、ま つ
ニ、コンクリート ホ、鋼 材

19. 建築材料として松が使用されるがイ～チに掲げる部材のうち普通に松が使用されるものに○印をつけよ。

イ、土 台 ロ、柱 ハ、はり ニ、建 具
ホ、敷 居 ヘ、母屋 ト、天井板 チ、長押

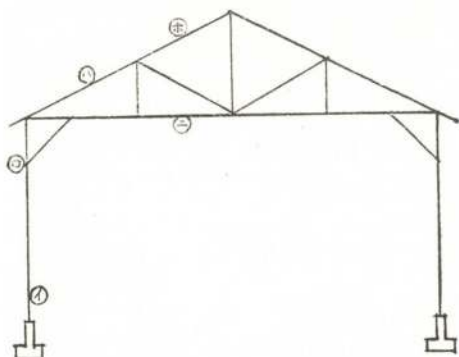
20. 図に示すトラス梁に図示のような節点荷重をかけたとき、イ～チの各部材に生ずる応力は、圧縮か、引張り何れも生じないか、区別してイ～チのところに次の記号で記入して下さい。

記号 圧 縮－引 張＋応力が起らない。○



21. 図に示す木造建築物の軸組で継手を設けることを最も避けなければならない箇所はイ～ホに示すうちどこか。

その箇所の符号と同じ文字のところに○印をつけよ。



手続の部 (2時間)

22. 建築基準法の規定により特定行政庁の許可を必要としないものがイ～ホに掲げるもののうちにあればそれに○印をつけよ。

イ、住居地域の公園内に都市計画の施設として高さ30メートルの博物館を新築しようとするとき。

ロ、2年以内に事業が執行されない都市計画道路の域内に地上2階建鉄骨造の工場を増築しようとするとき

ハ、都市計画区域外に客席の床面積300平方メートルの木造平家建の仮設興行場(1ヶ月の存続期限のもの)を新築しようとするとき。

ニ、住居地域内にある、建築基準法施行時における既存の2馬力の原動機を使用する裁縫工場が敷地内の倉庫の一部を用途変更して既存作業場床面積の $\frac{1}{2}$ を初めて原動機1馬力増加して作業場にしようとするとき。

ホ、工業地域内の旅館を料理店にそのまま用途変更しようとするとき。

23. 建築基準法により建築物の確認申請をしようとする者は、確認申請手数料を納めなければならないがイ～ホに掲げる場合の確認手数料の額はそれぞれ何円か。

イ、延べ面積100平方メートルの住宅を新築する場合 _____円

ロ、延べ面積200平方メートルの共同住宅を旅館に用途変更し且つ80平方メートル増築する場合。 _____円

ハ、延べ面積の合計500平方メートルの学校を増築する場合。 _____円

ニ、準防火地域内において延べ面積10平方メートルの物置を改築する場合。 _____円

ホ、客席床面積200平方メートル延べ面積400平方メートルの木造小劇場を全館に亘り大規模の修繕する場合 _____円

24. 建築基準法の規定による手続には、それぞれ提出する先が規定されている。イ～ヲに掲げる申請、届と提出先とが正しいものを棒線をもつてそれぞれつないで下さい。

イ、道路の位置の指定申請書

ロ、建築物の建築の確認申請書

ハ、着工届

ニ、工作物の築造の確認申請書

ホ、建築主変更届

ヘ、敷地変更届

ト、工事完了届建築主事

チ、建築物の用途変更の確認申請書

リ、除却届

ヌ、博覧会建築物の許可申請書建築審査会

都道府県知事

特定行政庁

建築主事

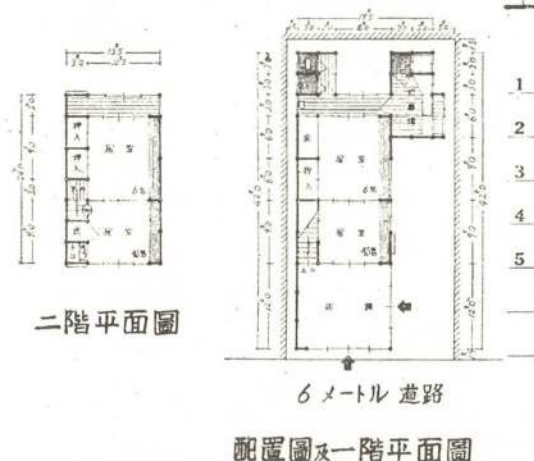
ル、伝染病院の敷地の位置の許可申請書
ヲ、用途地域制限の但書による許可申請書

25. 図のような平面図で建築主に平面計画の承認を受けたが建築確認申請書に添付する配置図及び平面図として提出するには、なお未だ記入が不備だと思われる事項を5つ以上列記せよ。

註 敷地は商業地域、準防火地域にある。

26. 図で示す平面の鉄筋コンクリート造2階建、喫茶店併用住宅を新築する場合、図に示す敷地図を利用して手続用配置図を作成するとともに、平面図には居室面積及び採光面積の数値を記入せよ。

又これの建築基準法による確認申請手続を

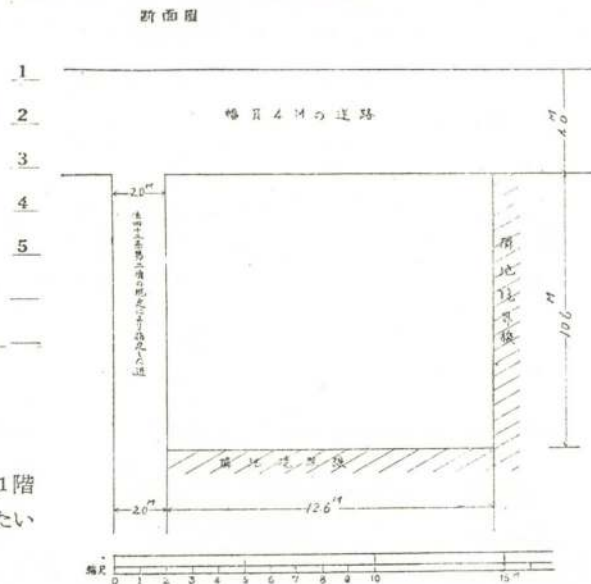
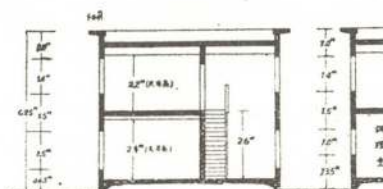
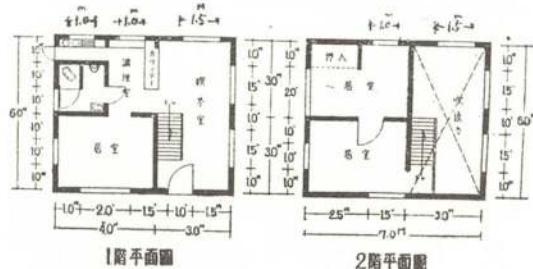


所定の手続用紙に記入せよ。なお建築主の希望で1階の窓、出入口等の建具・扉は木製普通ガラスにしたい意向である。

註 1. 敷地は住居地域、準防火地域

註 2. 壁厚は20センチメートル

註 3. 書式用紙中×印の箇所は記入しなくてもよい。



浴室の設計懸賞募集

懸賞浴室

1. 温泉旅館向 (10人以上使用)
1. 家族風呂向 (アベック用)
1. 高級旅館、料亭向 (3人〜5人使用)

右の内何れを撰ぶも可 坪数随意

応募規定

1. 平面図 1面 1/30 又は 1/20 縮図
1. 側面図 2面以上 1/20 又は 1/30 //
1. 透視図 2面以上
1. 応募者の職業、住所、氏名は各図面に記載せず別紙に明記すること。
1. 用紙 は画用紙 大きさ は制限せず。

1. 応募作品は一式返却致しません。

1. 締切 昭和27年1月25日

1. 発表 昭和27年2月25日

審査員 12名

旅館、料理組合長 4名 建築並設計業者側 5名
新開社側 3名

賞金

特賞 1万円 1名 第1席 5千円 1名
第2席 3千円 2名 佳作 1千円 5名

但し全応募作品の内そのまま採用、施工した分は竣工の節その旅館又は料亭に招待致します。

送り先

大阪市浪速区河原町二丁目一五〇九番地

⊕ タイル営業所

会 務 (10月分)

兵庫支部役員会

3日2時支部事務所にて吉田支部長外17名本部より東畑副会長並大和常務理事列席支部事業として見学企画報告事項其他を協議した後東畑副会長より挨拶あり目下各地で問題とされている建築士会設立の件につき支部各位の意見を望まれた、列席各位夫々開陳される所あり希望意見につき善処申合せ4時閉会

建 材 審 査 会

5日3時於朝日ビル置塩委員長外九名出席、防水剤ウオータイトに品等証明を発する件新に申出のやよひ防火板、ナニワS型瓦につき夫々申込担当者より説明を聴取し審査に着手した

編 集 委 員 会

6日3時於朝日白石委員長外南、福田、光安委員出席雑誌費余実算に就て報告後11月号割付検討並に12月号執筆者追加協議し新年号の企画決定し種々審議し散会する

出 版 委 員 会

9日於朝日小林委員長外二名23日3時同所にて再開索引発行経過並に第二次企画協議

定 例 理 事 会

24日2時於朝日東畑副会長松久保監事外8名出席、第2回建築講習会開催の件、大阪府住宅復興促進協議会寄

附の件、囑託事務員西田亀次郎解囑の件、旧日本建築士会解散に伴ひ四会連合工事請負規程発行善後処理方承認の件、新建築士会設立問題に関する件、入退会詮衡を協議し九月分会計報告外三件報告を承認

螢光灯工場見学会

13日2時半より会勢委員会主催市内大仁東一丁目新光ランプ株式会社アデン螢光灯製造状況を見学した当日会する者約40名同社技師より説明を聴き工場見学後大仁大倉学園講堂に集合阪大教授浅田理學博士より螢光灯について講演あり尙特別講演として近時世上の話題になつてゐる人工降雨の理論につき研究家の一人として意見の発表と共に其方法等懇切な説明あり一同非常に益する所があつた。

第二回建築講習会開催

本会内教育委員会企画の下に17日5時より於郡島工業高校の講堂、開講中沢委員長開会挨拶後別項予定通進講聴講者213名11月12日終了予定

設計、綜合、建材部会

18日2時より於朝日三部13名出席最近の建設資材につき三者意見交換をなした尙近く建材の正しき講習会開催の事も申合せた

災害委員会

26日3時より分室にて池田委員長外4名出席予而計画の災害防止常識の普及方及地質調査表の集取方を協議。

建設資材の審査について

本会内に建材審査委員会を設け建築に関係ある新旧資材の審査を行つてゐる。

之は建材の品質につき其良否を審査し需用者側の安心感を得ると共に斯界の向上発達を期せんとするものである。審査の結果優良と認めるものには会誌で報告する外設計施工面の主たる関係先に紹介している。

建材業者の受審申越を熱望すると共に会員各位並に大方の御支援により本委員会を利用される様御協力を願ひ申上げる。

建材審査委員会規程

1. 本委員会は一般建築資材の調査、研究、試験果をなし審査の結果良否を認定し以て斯界の向上発達を図ることを目的とする。
2. 審査を受けようとする者は一件毎に所定の申込書に別に定める審査会費を添へ現品其他本会が指定する

資料を提出する。

3. 審査の方法は依頼者より説明を聴取し調査研究又は必要に応じ試験分析等をする。
4. 本委員会の意見は全委員3分の2以上を以て決する
5. 審査の結算、優良品に対しては一件毎に別に定める調査費用を申し受け優良証明書を発行する。其の他のものに対しては意見を附けて申込者に通知する。
6. 優良証明書を発行した場合は建等と社会に掲載する外諸官庁、設計関係者に周知につとめ尙ほ適當の方法で宣伝する。
7. 優良証明書に対する責任は審査委員会に提出された現品について負うものである。
8. 優良証明書は発行日より1ヶ年有効とする。
9. 本証明書を不正に利用された実情判明した時は直に取消の通知を発すると共に一般に公表する。

社団法人 日 本 建 築 協 会

四會連合工事請負約款頒布

本誌六月七月号の会告に掲載せし上記約款を再び会員各位に御知らせし、これが普及に御協力下さらん事を御願い致します。

尚、此の約款は、本年2月14日中央審議会決定の民間建設工事標準請負契約約款甲と同一内容で本誌と同型の11頁1部と工事請負契約書一枚からなっています。御入用の方は下記により御申込下さい。

一部 ¥ 30.00 但送料を要する時は ¥ 36.00

社団法人 日本建築協会

大阪市北区中之島朝日ビル又は市内東区天神橋大阪建設会館分室宛の事、振替大阪 39975 番

地質調査表蒐集について

建築協会創立十五周年記念事業の一として発行された大阪市地質調査図表は戦後貴重な資料として復興建築に役立ち各方面より関心を求められている本会では右冊子発行後ボーリングされたものの約530通を青写真とし又大阪市政府より提供の冊子も備へておりますから御利用下さい。

尚本委員会では更に拡く京阪神各方面の調査資料を集め将来冊子として再刊の企画の下に目下之が蒐集につとめつゝあります会員各位は何卒本目的達成に絶大の御協力賜り御関係方面の資料御提供に御援助あらん事を熱望します

日本建築協会 災害委員会

委員長 池田 宮彦

日本建築学会秋季大会終了

盟友建築学会本年度秋季大会は予報の通り関西で挙行11月23、24両日京都で学術講演会、24日午後より大阪朝日新聞社講堂で一般講演会同夜南海高島屋食堂で晩餐会25日姫路、京都、奈良方面見学と多彩な催しかいとも盛会裡に終了した大阪の講演会は本会も後援援超満員又同夜の大晩餐会は200余名の参加で本会長竹腰氏が司会の役をつとめられテーブルスピーチとも賑かで晩餐に於ける同会の関西大会中一番盛況であつた。

編集後記

建築協会の使命から云つて、本誌は「建築と社会」と云う題号をもっている。その名の示す通り、建築に関する技術的問題ばかりでなく、建築の社会的関聯は特に本誌がとりあげねばならぬ問題である。そのうちでも建築経済は最も重要な部分を占めるのであるが、問題があまりに広汎であり体系づけの困難があるために、幾度か企画は行われたが、実行に移されずに今日に至つた感があつた。今回執筆者諸氏の御努力によつて特集号を発行できたことは編集者として喜びに耐えないが御遠慮なく御批評を願つて更に今後より良き建築経済特集を行い度く思つている。

明年正月号からは又新しい形の雑誌を御覧に入れ度く準備している。会員諸氏がよい年を御迎え下さることを祈る

(編集委員長 白石)

建築と社会

第32輯 第12号

売価1部80円(送料共)

昭和26年11月25日印刷・昭和26年12月1日発行

編集発行人 戸川 弘

発行所 社団法人 日本建築協会

大阪市北区中之島3ノ3朝日ビル
電話 北 浜 ② 1334~9 番
振替口座大阪 39975 番

大阪市北区堂山町 66

印刷者 網野 栄

大阪市北区堂山町 66

印刷所 株式会社研文社 電話 ③ 2056 番

●第三二集 第二二号 掲載広告一覽 (掲載順)

安田レール
 発動機製造
 日新工業
 大建工業
 協和製作所
 河津裝飾
 久保商店
 東京興業貿易商会
 マンテン
 開成鋼材
 岩元工業
 三機工業
 大阪城口研究所
 大阪電気商会
 桐田商会
 齊久工業
 須賀工業
 西原衛生工業所
 建材社
 三晃商会
 大島応用化学工業
 崎山工業所

栄興商会
 近畿電気工事
 鈴木シヤタア商会
 浅海電気産業
 高野アスファルト工業
 金剛商会
 内外土木建材社
 東建商会
 東邦商会
 米谷建材店
 関城化学工業所
 衣川鉄工所
 関西塗装工業
 福屋工業所
 大和商会
 三高製作所
 田村商会
 井田商店
 中川ラス製作所
 室谷商店
 片山鉄工所
 ライトラバー興業

オリエンタルメタル製造
 不二製作所
 水島商店
 三幸商会
 吉田芳雄商店
 三舟窯業
 古石床材店
 浪花工房
 檜野石灰工業
 大阪コンベス建材社
 万勢商会
 大日本特殊建材工業所
 旭化工板製造
 加藤作雄商店
 理研鋼材
 二葉屋
 黒川化学工業所
 宮本建材
 理研シャッター工業
 福昌
 山本建材社
 日本セメント防水剤製造所
 日本海外商事
 大阪建材工業

大三製作所
 油脂化工社
 玉置産業
 野沢石綿セメント
 田島応用化工